

足利市景観計画

平成 31 年 2 月 栃木県 足利市

<目次>

序章 策定の背景と目的

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 役割	2
4. 市民・事業者・行政の役割	6

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域	7
2. 景観重点地区の指定等	8

第2章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観形成の基本理念と基本目標	10
2. 市全域における基本方針	13
3. ゾーン別の基本方針	21
4. 景観重点地区の基本方針	26

第3章 行為の制限に関する事項

1. 市域全域における制限（景観重点地区を除く。）	27
2. 景観重点地区における制限	36

第4章 その他良好な景観形成に関する事項

1. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項	48
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	49
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	50

第5章 景観形成推進方策

1. 総合的な推進体制の構築	52
2. 推進手法	53

序章 策定の背景と目的

1. 背景

足利市は、これまで「足利の特色あるまちづくり」の一環として、建築文化賞制度、足利学校、^{ばんなじ}鏝阿寺周辺における歴史的な雰囲気^{ばんなじ}の創出、カラーポリシーの実践等、景観づくりに係る様々な取組を行ってきました。平成 10 年には本市の都市景観に関する基本方針となる「足利市都市景観形成基本計画」を策定し、都市景観に配慮したまちづくりを推進してきました。

そのような中、平成 16 年 6 月に景観法が公布され、本市は、景観法を活用した景観行政に積極的に取り組むため、平成 20 年 3 月に景観行政団体に移行しました。翌年 12 月には新たな景観まちづくりの指針として「足利市景観計画」を策定し、景観計画の実現に向けて、足利市景観条例に基づく届出制度を運用しながら、大規模な建築物・工作物の建築等に対して、適切な誘導を図ってきました。

本市の景観計画の策定から概ね 10 年が経過し、その間に、^{ばんなじ}鏝阿寺本堂が国宝に指定され、さらに足利学校が日本遺産の認定を受けました。これを契機に、足利学校、^{ばんなじ}鏝阿寺周辺における歴史的なまちなみづくりへの気運の高まりが見られる一方で、市街地の後背の山々における大規模な工作物の建設も見られるようになり、本市の緑豊かな自然環境を守るための対策が必要となっています。また、平成 28 年度を初年度とする第 7 次足利市総合計画が策定されたほか、平成 30 年 2 月に足利市都市計画マスタープランが改訂され、足利固有の歴史、文化、自然、風土などを活かした魅力的な景観の形成に取り組むことが改めて示されました。

これらのことから、本市のこれからの景観づくりに対しては、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政の協働による積極的な取組と、景観法及び関連する法令を活用した、より総合的な施策の展開が求められている状況にあります。

2. 目的

景観法に基づき策定される足利市景観計画（以下、「本計画」という。）は、本市の豊かな自然と歴史的な風土、市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に活かしながら、良好な景観の形成を推進するための基本方針と推進方策を明らかにし、市民・事業者・行政が協働して良好な景観形成に取り組む際の共通の指針となることを目的とするものです。

3. 役割

(1) 景観計画の意義

景観計画は、景観行政団体が景観法に基づき良好な景観形成のための必要な事項を定める計画であり、景観計画区域を対象として、景観法に基づく様々な措置がなされることになるため、景観行政団体が景観行政を進める上で基本的な計画となるものです。

1) 景観計画での必要事項

景観計画には、次の項目を定めることになっており、本市ではそのうち①から⑥について定めます。

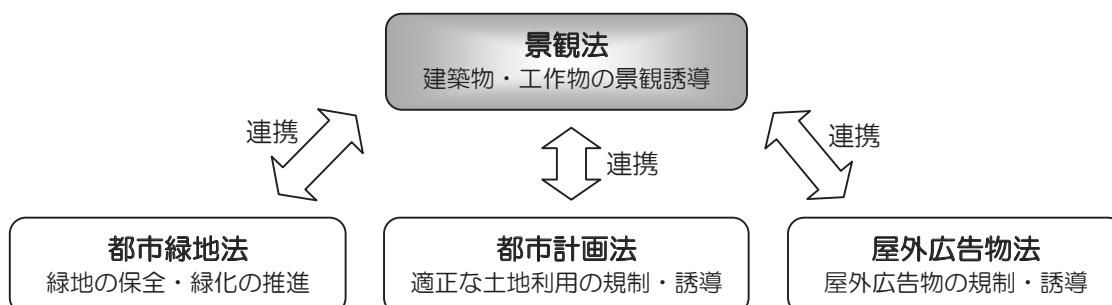
■ 景観計画において定める項目（景観法第8条、第16条関係）

必 須 事 項	① 景観計画の区域	足 利 市 景 観 計 画
	② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
	③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (届出対象行為) ・ 建築物の新築、増築、改築、外観の変更など ・ 工作物の新設、増築、改築、外観の変更など ・ 都市計画法上の開発行為 ・ その他景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為 (行為の制限内容)・・・<必要に応じて定める項目> ・ 建築物又は工作物の形態、色彩、その他意匠 ・ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度 ・ 壁面の位置の制限 ・ その他届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限 ・ 敷地面積の最低限度	
	④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	
選 択 事 項	⑤ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
	⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項	
	⑦ 景観重要公共施設の占用等の基準	
	⑧ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	
	⑨ 自然公園法の許可の基準	

■：足利市景観計画において定めた項目

2) 他法令との関係

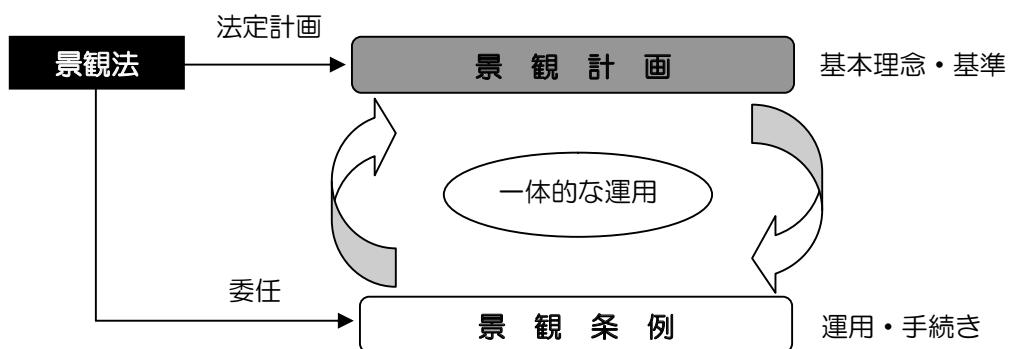
良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



3) 景観計画と景観条例との関係

景観計画は、景観条例と一体となって運用することにより、景観法を活用した市独自の景観施策が可能となります。

景観条例には、景観法の委任を受けた事項のほか、景観計画の策定に関する手続きをはじめ施策の実施に必要な事項を定めます。



(2) 景観計画の考え方

個性と魅力ある景観は、人々の生活様式や美意識が反映され、その主体的な取組によって創り出されるものです。景観づくりには、それらを大切に、全体として調和のある景観を、長期的な視点に立って持続的に創り上げていくことが求められています。

市民自らが誇れ、来訪者、ひいては全国に誇れる景観を創出し、後世に伝えることは、市民・事業者・行政が、地域の景観に対する共通認識を深めながら、各々が果たすべき役割を担い、連携しながら、一体となって景観の形成に努めることで、初めて可能となります。

本計画は、市民・事業者・行政が共有すべき目標を掲げ、それぞれが目指すべき基本的な方向を示すことにより、各主体がともに行動して目標の実現を目指す計画とします。

(3) 景観計画の位置付けと今後の取組

本計画は、足利市民憲章及び足利市総合計画の分野別計画に掲げる足利固有の歴史、文化、自然、風土などを活かし、市民と一体となって、快適で魅力的な都市景観を創出するための施策を実現するため、関連計画との整合性を考慮し、景観法に基づき策定する計画です。

1) 実効性のある景観形成の第1ステップとしての取組

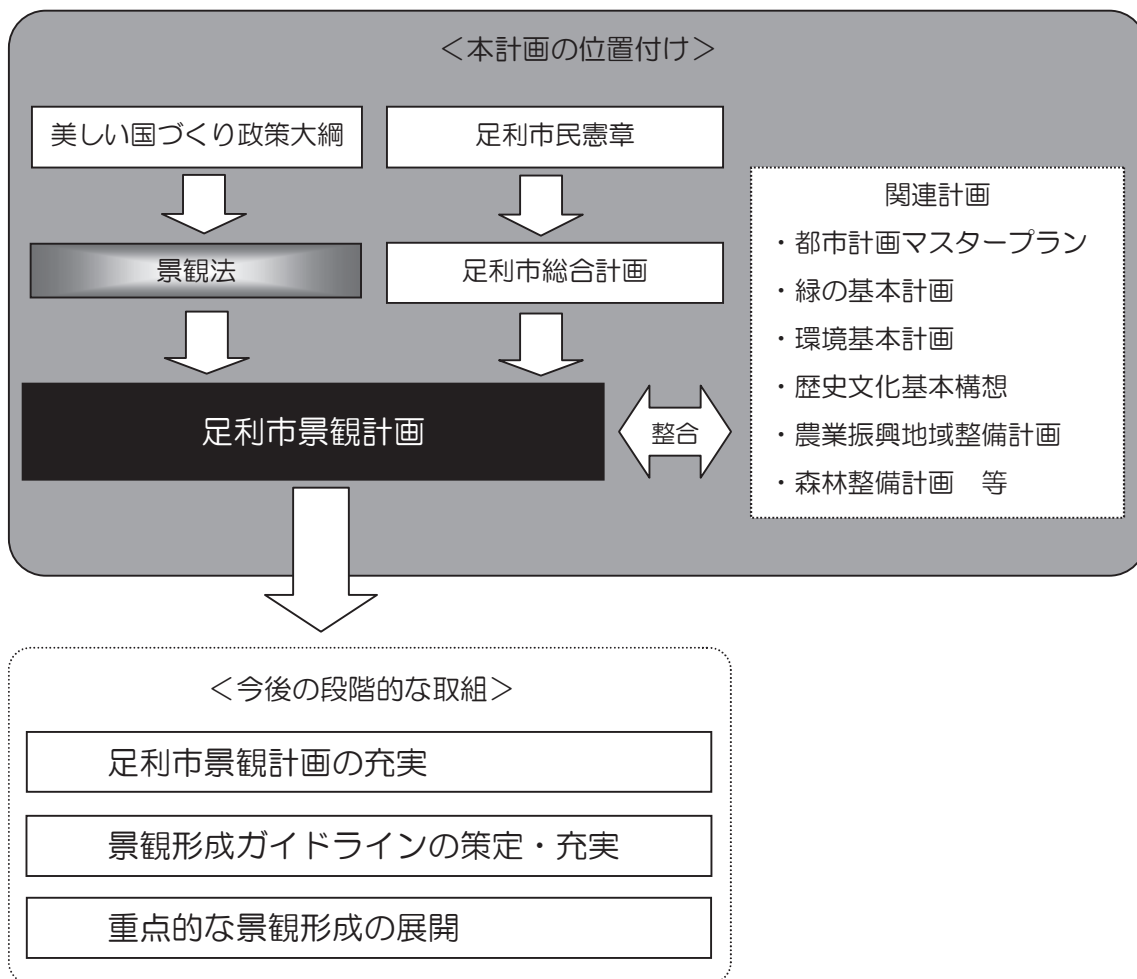
本計画は、本市全体の景観形成の基本的な方向性を示したものであり、実効性のある景観形成のための第1ステップとして取り組むものです。策定後も、景観を取り巻く社会情勢の変化や、地域の景観特性に的確に対応していくため、随時、計画の内容を見直しその充実を図っていきます。また、より効果的な景観の誘導を図るための景観形成ガイドラインの策定や、特に力を入れるべき地域の景観形成に取り組みます。

2) 重点的な景観形成の展開

先導的な取組として、市民の合意形成を図りながら中心市街地や歴史・文化資源、観光資源に恵まれた地域など、足利の顔となる地域での重点的な景観形成を進めます。

その後、市民の自発的な景観形成を支援、誘導しながら他の地域へと拡大していきます。また、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度の活用や、屋外広告物条例との連携を図りながら、足利らしい景観の保全・創出に努めます。

■足利市景観計画の位置付けと今後の取組



4. 市民・事業者・行政の役割

魅力ある景観を形成するためには、市民・事業者・行政が、景観法や本計画の理念を理解し良好なパートナーシップのもとに、それぞれの立場での役割と責務を果たすことが必要です。

(1) 市民の役割

- ①自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。
- ②地域における良好な景観形成活動に積極的に参加し、ボランティアや地域リーダーの育成に努めます。
- ③市が実施する良好な景観の形成のための施策に協力します。

(2) 事業者の役割

- ①事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。
- ②地域における良好な景観形成活動への積極的な参加や良好な景観づくりに配慮した事業の実施に努めます。
- ③市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

(3) 行政の役割

- ①良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、先導的な役割を果たします。
- ②良好な景観の形成のため、景観法やその他の法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めます。
- ③建築物の建築等及び道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たします。
- ④良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じます。

第1章 景観計画の区域

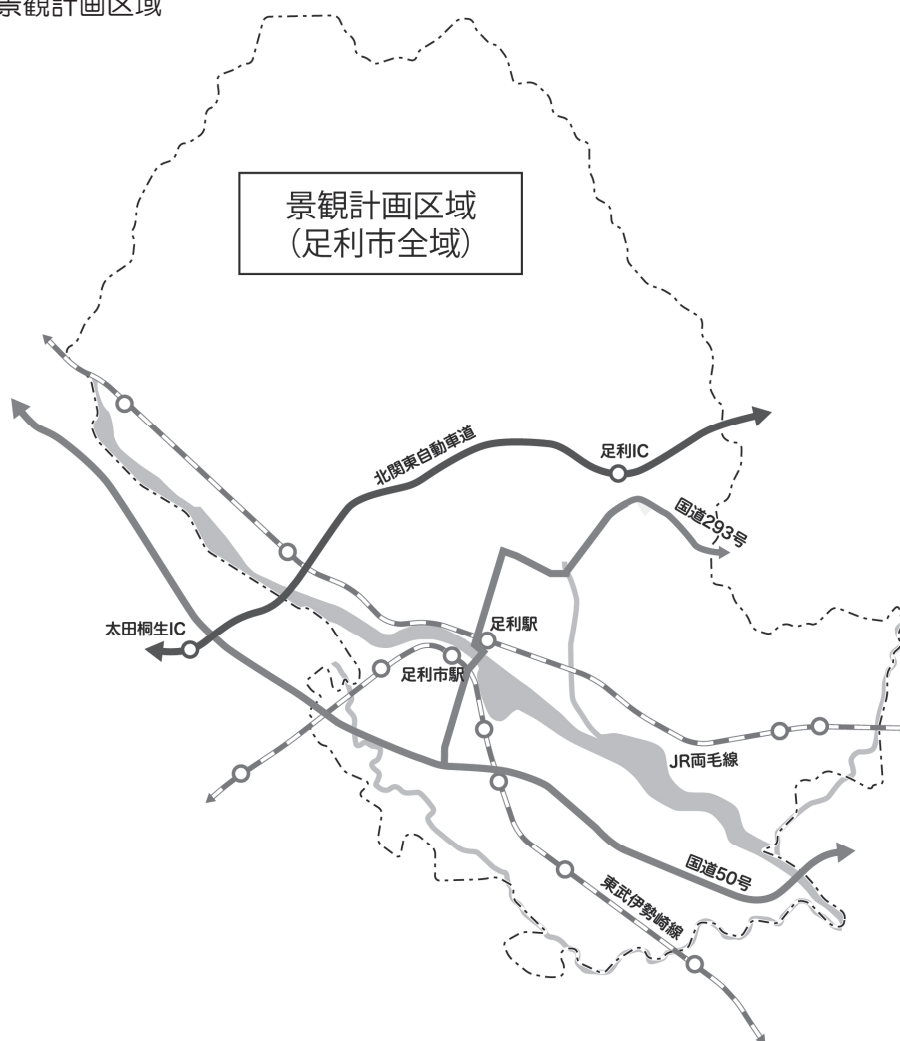
1. 景観計画の区域

足利市内には、日本最古の学校といわれる足利学校や、足利氏ゆかりの**ぼんなんじ** 鑓阿寺をはじめとする数多くの文化遺産があります。また、渡良瀬川の清流や緑の山並みなど豊かな自然に恵まれています。本市の景観は、こうした歴史的風土と豊かな自然の中で、そこに暮らす人々が長い時間をかけて作り上げてきたものであり、これらすべてが本市の景観を形成する重要な要素となっています。

そこで、本市では、こうした歴史的景観と自然的景観との調和を図るとともに、魅力的な景観を創出し、市民・事業者・行政が互いに協調しながら足利らしい景観を形成するため、平成10年に足利市都市景観形成基本計画を策定し、全市域を対象として景観形成に取り組んできました。

本計画では、上記のような本市の景観特性と、これまでの取組経過を踏まえ、足利らしい個性的で魅力ある景観を創り受け継いでいくため、**本市全域を景観計画区域**とします。

■本市の景観計画区域



2. 景観重点地区の指定等

(1) 景観重点地区

景観形成に取り組むとき、同一の方針、同一の基準を市内全域に一律に適用することは、地域の特性を活かした景観づくりの点から見ると不十分な面があることは否めません。地形や自然環境、歴史性、土地利用の状況、住民の意見など地区ごとに異なる特性に配慮した景観づくりを進めるためには、住民の合意を得ながら地区ごとの方針や基準を定め、きめ細かな規制や誘導を図る必要があります。そのため、本市では景観計画区域内に「景観重点地区」を定めます。

景観重点地区では地域住民や専門家等の意見を踏まえ、地区独自の景観形成の目標を定める他、景観形成の方針、行為の制限を設けることにより、地区の特性に配慮したよりきめ細かな景観誘導を図ります。

(2) 景観重点地区の指定の方針

景観重点地区は、本市における景観形成の基本目標（P12参照）を踏まえ、以下に示す方針に基づき本市の景観形成において重要な地区を指定します。

■指定の方針

- ①自然的景観と歴史的景観が織りなす足利らしい魅力ある景観の保全・形成を目指す地域（足利を代表する景観）
- ②かけがえのない故郷^{ふるさと}景観の保全・形成を目指す地域（故郷^{ふるさと}を実感できる景観）
- ③个性的で魅力ある新たな都市景観を創出する地域（洗練された都市空間を演出できる景観）
- ④市民と行政の協働による継続的な景観の形成を目指す地域（市民が主役となった景観）

(3) 景観重点地区の指定

景観計画区域のうち、足利らしい魅力ある景観形成を目指す地域として、特に重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある景観重点地区は、次のとおりとします。

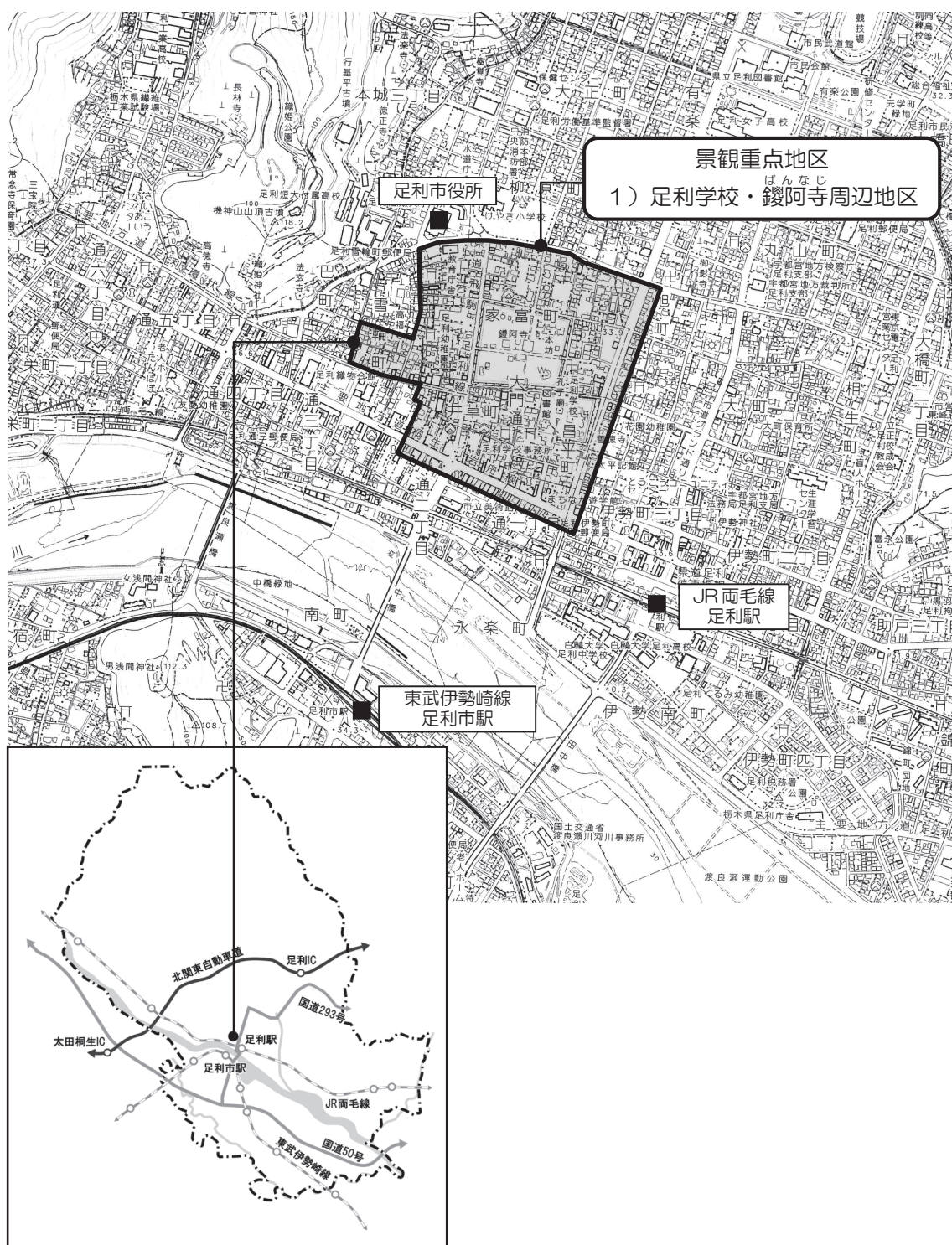
景観重点地区	地区の概況
1)足利学校・鑱阿寺 ^{ぼんなんじ} 周辺地区 【約32ha】 (区域図P38参照)	足利学校、鑱阿寺 ^{ぼんなんじ} 及びその周辺の地区は、本市を代表する歴史・文化の薫りを継承するとともに、本市の顔となる地区です。

また、景観重点地区においては、地区の持つ景観特性を踏まえた上で、地区独自のきめ細やかな景観誘導を図るための方針や基準を設け、地区の特性にふさわしい積極的な景観の形成を図ります。

なお、本市独特の景観特性である山地丘陵に囲まれた既存集落地や、来訪者にとって本市の印象を決定付ける重要な観光施設周辺なども、本市の均衡ある景観構造を支える拠点として検討の対象とします。

その他の景観重点地区については、上記の指定の方針に基づき、今後検討し別途指定するものとします。

■景観重点地区位置図



第2章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観形成の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

「あしかが元気＊輝きプラン」（第7次足利市総合計画：計画期間平成28年度～平成33（2021）年度）において、足利市民憲章を「まちづくりの基本理念」とし、将来都市像を「学びあい つながりあい 元気に輝く都市^{まち} 足利」と位置付けています。

<足利市民憲章>

- 一、足利市は日本最古の学校のあるまちです。
教養を深め、文化のかおり高いまちをつくり、すぐれた伝統をさらに発展させましょう。
- 一、足利市は美しいまちです。
めぐまれた自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。
- 一、足利市は善意のまちです。
理解と信頼をもって、みんなのしあわせのためにお互いに助け合いましょう。
- 一、足利市は希望にみちたまちです。
明るい家庭をつくり、次代になうこどもに誇りと希望をもたせましょう。
- 一、足利市は伸びゆくまちです。
しごとを愛し、みんなの創意で時代の進歩に調和した活気のあるまちをつくりましょう。

<将来都市像 「学びあい つながりあい 元気に輝く都市^{まち} 足利」>

足利市は、日本最古の学校のあるまちとして脈々と受け継がれてきた自学自習の精神と、先人が守り育ててきた自然、歴史、文化及び産業などの多くの財産を有しています。

この精神と財産にさらに磨きをかけながら、まちづくりを推進していくのは、自分たちのまちに愛着をもち、まちのために自ら進んで考え、行動する「市民の力」です。

そして、この市民の力は、市民が自ら学び、お互いを育て、「人與人」「人と産業」「人とまち」がつながりあうことでさらに高まります。

平成33（2021）年には、足利市は市制施行100周年を迎えます。市民一人ひとりが郷土を愛し誇れる心を次代に継承していくことで、次の100年も希望にあふれ“元気に輝く都市”であり続けることを目指します。

今後の景観形成に当たっては、本市の景観特性を踏まえ、平地部から山間部までを一体的な都市と捉え、豊富な地域資源を大切にしながら、「足利という風土に育まれた歴史や文化」の保全と、「人々の都市活動による都市の新たな魅力」の形成を目指し、さらに快適で魅力的な都市空間を創出することが大切です。

そこで、景観形成の基本理念を以下のとおりとします。

歴史・文化、自然と人が調和し、心地よさを実感できる都市^{まち}

(2) 基本目標

景観形成の基本理念を踏まえ、良好な景観の形成にあたっては次の4点を基本目標とします。

●自然的景観と歴史的景観が織りなす魅力ある景観を守り、育てます

足尾山系の山並みと関東平野が接し渡良瀬川が流れる本市は、市内の各所から望める雄大な景観と、足利学校、^{ばんなし}鏝阿寺に代表される歴史ある市街地景観が独自の景観を形成しています。

このような郷土の景観に誇りを持ち、次の世代へ引き継いでいくとともに、市民や訪れる人々が足利の魅力を感じられ、心豊かに味わうことができる足利らしい景観の形成を目指します。

●かけがえのない^{ふるさと}故郷の景観を守り、地域の特色を活かした景観を形成します

本市は、歴史と文化の薫る河北市街地、広域的な商業が集積する河南省街地、緑豊かな北部の山並み、渡良瀬川、南部に広がる田園など、各地域で異なる都市の成り立ちや自然環境、固有の歴史や文化を背景に、地域ごとに特色ある景観を形成しており、それらは、先人達が日々の営みの中で育み伝えてきたものです。

このような生活の原点である地域の景観に愛着を持ち、地域の温もりや輝きを感じ、かけがえのない故郷景観を後世に伝えるため、地域の特色を活かした景観の形成を目指します。

●個性的で魅力ある新たな都市景観を創出します

市街地のうち特徴的な土地利用がなされている商業・業務の拠点、交通の利便性を活かした一団地の郊外型商業施設や物流・工業団地、低中層建物を中心とした住宅地等の地域においては、今後も地域の個性や資源を活かしながら、周辺に住む人、訪れる人が心地よいと感じられる景観づくりを目指します。

●市民と行政の協働により継続的な景観の形成に取り組みます

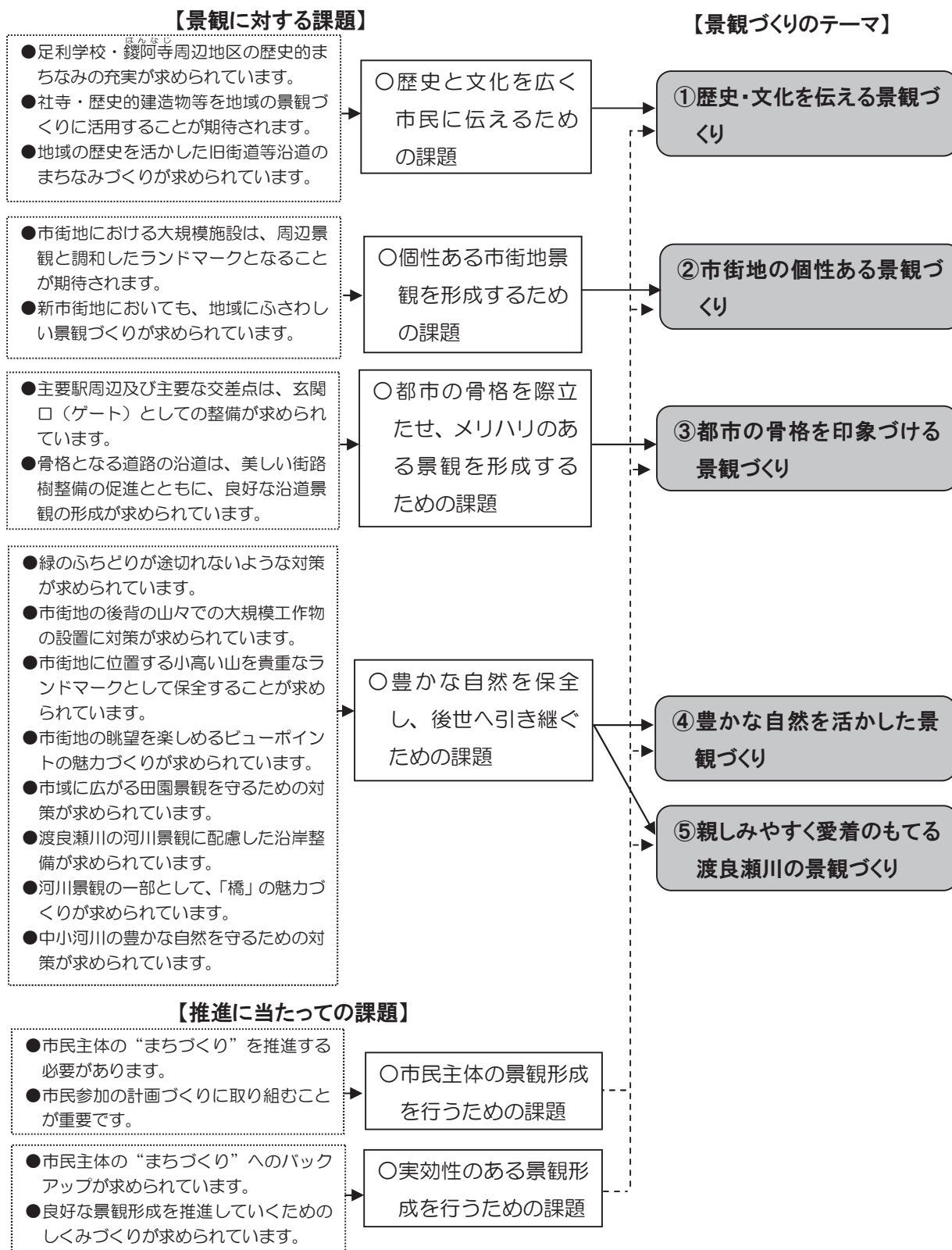
地域の景観は、市民一人ひとりの郷土への眼差しと様々な営みによって支えられており、その醸成には長い時間が必要です。

そのために、市民自らが暮らしの中に埋もれている郷土の個性や美しさを再発見し、日頃から身近な景観づくりを行うとともに、市民と行政が協働して継続的な景観の形成に取り組みます。

2. 市全域における基本方針

(1) 景観づくりのテーマ

本市の良好な景観を形成するために、景観形成の課題を踏まえ、次のような景観づくりのテーマを設定します。



① 歴史・文化を伝える景観づくり

本市には、広く社寺等の歴史的建造物が分布しており、特に渡良瀬川以北の河北市街地には、足利学校、鑱阿寺等の貴重な歴史的資源が多数存在しています。これらの財産を埋もらせることなく積極的に活用することにより、本市の歴史や文化を広く伝えるとともに、魅力的な景観づくりが求められています。

② 市街地の個性ある景観づくり

本市は、渡良瀬川の南北にそれぞれ特徴的な市街地が形成されています。それぞれの市街地において、市街地形成やまちづくりの経緯を踏まえて、他都市に見られない景観づくり、歴史と風土に根ざす景観づくり、さらには、市民自らが景観活動を実践するなど、本市ならではの景観づくりと新たな時代に応える個性的な景観づくりが求められています。

③ 都市の骨格を印象づける景観づくり

本市の骨格を構成する主要な交差点、駅の周辺、及び主要道路については、「ゲート」や「骨格」としての魅力を高める必要があります。今後、魅力ある演出を行うことにより、都市の骨格を印象づける景観づくりを進めることが求められています。

④ 豊かな自然を活かした景観づくり

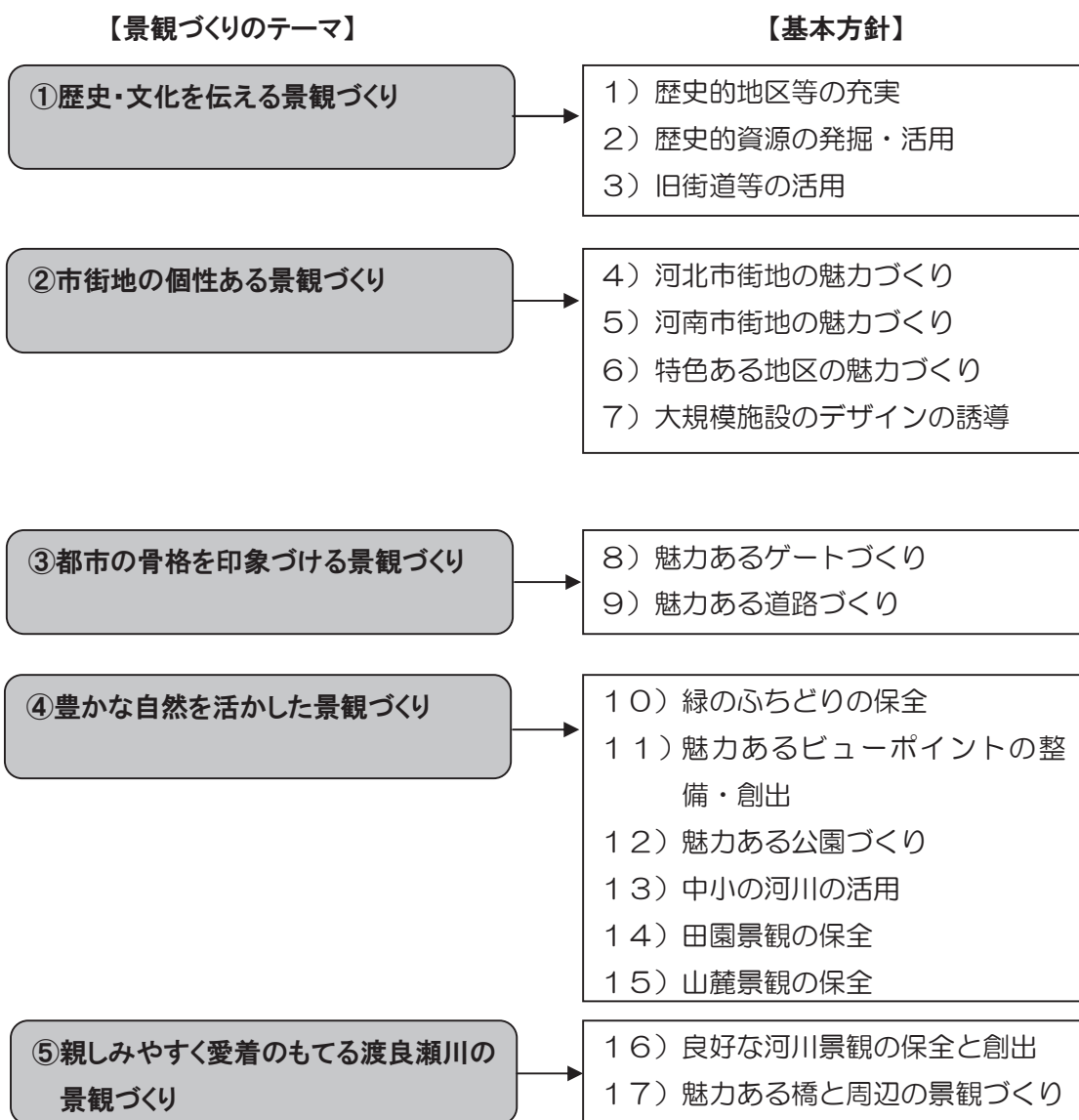
本市は、北部の山並みや大小の河川、南部に広がる田園風景等の豊かな自然に恵まれています。これらは、景観にとって良好な資産・資源であるため、今後も大切に守り育て、十分に活かした景観づくりを進めることが求められています。

⑤ 親しみやすく愛着のもてる渡良瀬川の景観づくり

市街地を東西に流れる渡良瀬川は、物理的空間としてだけでなく、市民のイメージにおいても本市の最も重要な骨格として位置付けられています。渡良瀬川とその沿岸一帯は、本市のシンボルとして親しまれる景観づくりを今後更に進めることが求められています。

(2) 基本方針

景観づくりのテーマ別に景観形成の課題を踏まえて、次のように基本方針を設定します。



① 歴史・文化を伝える景観づくり

1) 歴史的地区等の充実

- 足利学校・鏝阿寺^{ばんなじ}周辺地区は、本市を代表する歴史・文化の薫りを継承しており、このような史跡の雰囲気と調和した景観形成を図ります。
- 史跡榊崎寺跡や史跡藤本観音山古墳の周辺は、史跡の範囲を中心に周辺の山並みや田園を一体的に保全し、自然的景観と歴史的景観が織りなす魅力ある景観を将来にわたって保全します。

2) 歴史的資源の発掘・活用

- 市域に広く分布する歴史的資源は、地域の歴史を伝え、特色を明らかにする景観形成上の核として位置付け、周辺環境の保全や整備による魅力づくりに努めます。
- 文化財や歴史遺産の保護・継承を行うとともに、それらを活用し、足利にふさわしい景観づくりを進めます。
- 市内各地に伝えられている伝統芸能や祭りは、地域固有の景観資源として位置付け、後世へ伝え残すよう努めます。

3) 旧街道等の活用

- 足利の歴史を伝えるものとして道は重要な景観資源であり、当時の風情を次世代に継承するため、これを活かして地域文化と一体となった景観づくりを進めます。

② 市街地の個性ある景観づくり

4) 河北市街地の魅力づくり

- 足利学校・鏝阿寺^{ばんなじ}周辺地区を中心に、山並みと渡良瀬川に抱かれた河北市街地は、歴史のある街にふさわしい街並みの形成に努めます。
- 市街地と市街地を包み込む山並みとの関係を大切に景観づくりを進めます。

5) 河南市街地の魅力づくり

- 渡良瀬川の南側に形成された新しい市街地は、広域から人々が集まる地域であり、魅力的な景観の形成が欠かせない地域です。ここでは、快適でうるおいが感じられ、地区全体に統一感のある景観づくりを進めます。

6) 特色ある地区の魅力づくり

- 市街地開発事業等の区域は、うるおいある景観として緑の保全や敷地内緑化を促進するとともに、また周辺地域との調和も配慮した魅力ある景観づくりを進めます。
- 商店街については、賑わいや活力が感じられるとともに、快適でうるおいのある魅力的な街並みの創出に努めます。

7)大規模施設のデザインの誘導

- 市街地における大規模施設は、官民を問わず、周辺のまちなみ景観に調和・配慮し、ランドマークとしてふさわしいものとなるようそのデザインを誘導し、周辺市街地と調和した良好なまちなみ景観の形成に努めます。
- 公共公益施設が集中的に立地する地域は、緑豊かで地域全体に連続性のある景観形成を図ります。
- ランドマークとなる施設については、環境に配慮しながら、夜間景観の演出についても検討します。

③都市の骨格を印象づける景観づくり

8)魅力あるゲートづくり

- 主要な鉄道駅周辺は、ゲート（市街地の玄関口）として、市民や来訪者にとって、足利をイメージアップするために魅力ある景観形成を図ります。多くの人が乗降する足利駅と足利市駅は、駅及びその周辺において、魅力ある景観の形成に努めます。
- 広域幹線道路の主要交差点は、本市のゲートとして足利らしさを演出できるような、公共空間と民有空間が一体となった街角景観の形成に努めます。

9)魅力ある道路づくり

- 骨格となる幹線道路は、沿道の景観資源や土地利用、地域特性に配慮した道路整備を行います。
- 市街地においては、歩行者に配慮した魅力的な空間整備を行います。特に、(都)家富町堀込線の市役所から足利市駅までをシンボル軸と位置付け、都市の“顔”となるような魅力的な道路景観の形成を図ります。
- 郊外部においては、自動車利用者に配慮した安全で魅力ある空間整備を行います。

④豊かな自然を活かした景観づくり

10)緑のふちどりの保全

- 市街地の周辺に広がる山林や斜面緑地については、緑のふちどりとして保全を図ります。
- 緑のふちどりを形成している斜面緑地及びその隣接地における大規模工作物の設置等は、周辺緑地と調和した景観形成を図ります。
- 河北市街地を囲む緑は、足利の自然的景観を構成する大きな要素であり、市街地景観における良好な自然的景観の核として、関連する社寺や古墳等の環境とともにその保全に努めます。

11)魅力あるビューポイントの整備・創出

- 市街地の後背に位置する山々の山頂やその山腹に設けられている展望台については、市街地への眺望を楽しめるビューポイントとして充実を図ります。
- ビューポイントからの眺望を保全するため、緑地の保全やまちなみの誘導を図ります。

12)魅力ある公園づくり

- 総合運動場などの大規模な公園は、本市の目印となる景観要素であるため、緑豊かなまちづくりを先導する重要な拠点と位置付け、より魅力的な市街地の景観を創出するために緑化を推進します。
- 市街地中心部に配置される小公園は、貴重なオープンスペースであり、ゆとりある市街地景観を演出する空間と位置付け、適切に維持管理するとともに、新たなオープンスペースの確保・整備に努めます。
- 山頂及び山腹に位置する公園は、豊かな自然を十分に活かした景観の形成を図ります。

13)中小の河川の活用

- 市街地を流れる河川は、沿岸の緑地の保全を図るとともに、周辺と調和した緑道や護岸の整備を進め、それを適切に維持管理し、うるおいある河川景観の形成に努めます。
- 市街地の用水路は、昔から産業や日常生活に密接に関わり、市民生活を支えてきたものであることから、地域景観を形成する重要な資源として位置付け、周辺市街地と一体となった景観形成を図ります。

14)田園景観の保全

- 南部を中心に広がる田園風景は、空間的なゆとりや豊かさを感じさせる景観要素であり、ふるさとを感じさせる景観として、その保全に努めます。

15)山麓景観の保全

- 北部の山麓地域では、緑に囲まれた市民に親しまれる景観を保全します。
- 山麓景観を形成する重要な要素である中小の河川沿いに形成された集落では、周辺の自然と調和した景観を守るとともにその形成を図ります。
- 山麓地域において大規模な施設等を建設する場合には、地形や植生等にも配慮し、良好な景観の維持に努めます。

⑤親しみやすく愛着のもてる渡良瀬川の景観づくり

16)良好な河川景観の保全と創出

- 市街地を東西に貫流する渡良瀬川の水辺は、本市の特徴となる貴重な景観資源であることから、本市の景観を構成する重要な要素として、その保全を図るとともに、景観的な魅力を高めるためその活用を図ります。

17)魅力ある橋と周辺の景観づくり

- 渡良瀬川に架かる橋梁は、本市における重要なランドマークとして、その整備・保全を推進します。
- 「渡良瀬橋からの夕日」に代表されるような橋梁や沿岸部からの良好な眺望を確保するとともに、橋梁やその周辺の市街地では、河川景観と調和したうらおいと魅力のある景観を保全、誘導します。

■ 景観基本方針図



凡 例			
①歴史・文化を伝える 景観づくり	● (市全域)	1) 歴史的地区等の充実	④豊かな自然を活かした 景観づくり
	— (市全域)	2) 歴史的資源の発掘・活用	
	— (市全域)	3) 旧街道等の活用	
②市街地の個性ある 景観づくり	— (市全域)	4) 河北市街地の魅力づくり	⑤親しみやすく愛着のもてる 渡良瀬川の景観づくり
	— (市全域)	5) 河南市街地の魅力づくり	
	— (市全域)	6) 特色ある地区の魅力づくり	
③都市の骨格を印象づ ける景観づくり	● (市全域)	7) 大規模施設のデザイン誘導	⑩緑のふちどりの保全 (市全域)
	● (市全域)	8) 魅力あるゲートづくり	
	— (市全域)	9) 魅力ある道路づくり	
	— (市全域)	10) 緑のふちどりの保全	⑪魅力あるビューポイントの創出 (市全域)
	— (市全域)	11) 魅力ある公園づくり	
	— (市全域)	12) 魅力ある河川の活用	
	— (市全域)	13) 中小の河川の活用	⑭田園景観の保全
	— (市全域)	14) 田園景観の保全	
	— (市全域)	15) 山麓景観の保全	
	— (市全域)	16) 良好な河川景観の保全	⑰魅力ある橋と周辺の景観づくり
	— (市全域)	17) 魅力ある橋と周辺の景観づくり	

3. ゾーン別の基本方針

(1) ゾーン区分

土地利用や景観の特性、都市計画の決定状況、平成30年2月に改訂した「足利市都市計画マスタープラン」における土地利用の方針等を踏まえ、市全域を次のようなゾーンに区分し、テーマを設定します。

ゾーン区分

1) 市街地中心部景観ゾーン

多様な都市機能が集積するゾーンであり、本市の中心市街地である河北市街地エリア、河南省街地エリアとします。

2) 都市的景観ゾーン

市街地中心部景観ゾーン以外の市街化区域全域とします。

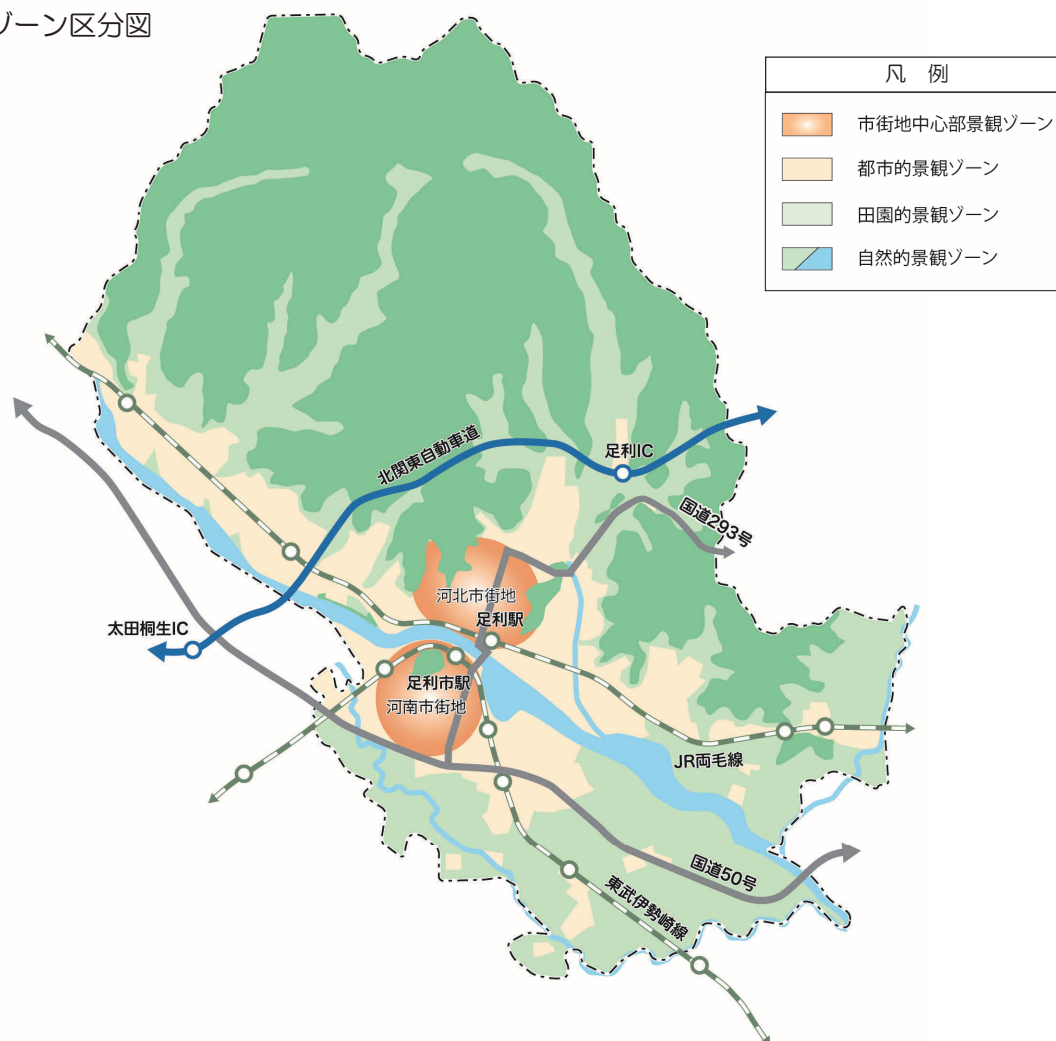
3) 田園的景観ゾーン

市街地周辺の農地や里山などを主体としたエリアとします。

4) 自然的景観ゾーン

市域北部の山地等及び渡良瀬川等の河川区域からなるエリアとします。

■ ゾーン区分図



(2) ゾーン別の景観形成の方針

1) 市街地中心部景観ゾーン

① 都市機能集積エリア（河北省街地）

□景観形成の基本テーマ

歴史資源にふさわしい賑わいとうるおいある景観

□景観形成の基本方針

- 足利学校、鑱阿寺ばんなじにふさわしい景観形成
 - ・足利学校、鑱阿寺ばんなじにふさわしい建築物の形態やファサード（建物正面）、建物の高さなどの統一を図り、落ち着いた雰囲気のある街並みを形成します。
- 連続性のある街並みの形成
 - ・建築物の形態やファサード、開口部の形状などの統一を図り、連続性のある街並みを形成します。
- 軒や街路樹などによるビスタ（見通し、眺望）の形成
 - ・軒や日よけテント等を隣接地との調和を図ることによりビスタを形成し、商業・業務地としての街並みを形成します。
- 街並みの賑わいの演出
 - ・低層部には商業・業務施設を配置し、ショーウィンドウを確保するなど、明るく開放的で賑わいのある空間を形成します。また、店先には草花等を飾り、季節感の演出に努めます。
- 歩行者の安全性や快適性の確保
 - ・歩行者の回遊性を高めるため、道路に面した敷地では店先空地やオープンスペース等の確保に努めます。また、店先や公開空地（歩行者の自由な通行が可能な民有敷地）などは、前面の道路と極力段差をなくし、歩行者の安全性や快適性の確保に配慮します。
- 壁面や出窓などの緑化
 - ・建物の規模等に応じて、シンボルとなる樹木の配置、壁面や窓辺の緑化などを行い、うるおいのある景観を形成します。
- 足利学校・鑱阿寺ばんなじ周辺地区の重要な視点場等からの眺望の保全・確保
 - ・突出した建築物の高さの規制などによる高さの統一を図り、重要な視点場からの眺望を保全します。また、市街地から見える山並みへの眺望を確保します。
- 渡良瀬川、橋梁及び沿岸市街地を含めた良好な水辺景観の向上
 - ・渡良瀬川に架かる橋梁は、そのデザインへの配慮とともに、視点場としての整備を進めます。また、渡良瀬橋や中橋などから見える山並みへの眺望を確保します。

② 商業機能集積エリア（河南省街地等）

□景観形成の基本テーマ

賑わいの中にも秩序が感じられる景観

□景観形成の基本方針

●魅力ある沿道景観の形成

- ・ 建築設備や屋外広告物等は建築物と一体的なデザインとし、魅力が感じられる沿道景観を形成します。

●接道部の緑化やシンボルツリーの配置

- ・ 幹線道路に面した敷地境界線では、低木や生け垣などを配置し、うるおいのある景観を形成します。また、施設規模に応じて、エントランス（入り口）周辺等では、沿道景観のシンボルとなるような高木の配置に努めます。

●まとまりや統一感が感じられる沿道景観の形成

- ・ 建築物や工作物、屋外広告物は、隣接する建築物と、規模や高さ、配置などの調和を図り、まとまりや統一感が感じられる沿道景観を形成します。

●ランドマークとなる周囲の山並みへの見通しの確保

- ・ 幹線道路から周囲の山並みが見通せる場所は、見通しを確保するため、建築物の配置や規模・形態及び屋外広告物の表示・掲出方法に配慮します。

2) 都市的景観ゾーン

① 住宅地エリア

□景観形成の基本テーマ

豊かな生活環境が感じられるやすらぎある景観

□景観形成の基本方針

●庭先や窓辺の緑化によるうるおいのある景観形成

- ・ 庭先や窓辺は、できる限り緑化を行い、うるおいのある住宅地の景観を形成します。また、敷地内では四季を感じる植栽を行うなど、季節感の演出に努めます。

●地域のまちなみにあった規模・形態

- ・ 住宅の規模・形態は、地域のまちなみと不調和とならないように十分に配慮し、まとまりが感じられる住宅地の景観を形成します。また、中高層の建築物は、建物のセットバック（壁面後退）やオープンスペース（余裕敷地）の確保等により、開放的な景観を形成するよう努めます。

●調和の取れた建物のスカイライン（屋根の輪郭）や接道部のしつらえ

- ・ 住宅地の特性に応じて、建物のスカイラインや外壁の位置、生け垣や塀の素材や仕上げの調和を図り、秩序が感じられる住宅地景観を形成します。

②工業地エリア

□景観形成の基本テーマ

明るさと親しみが感じられる景観

□景観形成の基本方針

●工業地としてのまとまりある景観

- ・工業施設は、周辺の建築物の規模や形態に配慮し、工業地としてのまとまりが感じられる景観を形成します。また、敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態や意匠の調和を図ります。

●親しみのある外観

- ・工業施設の外観は、規模に応じて分節化する（区切りを入れる）など、親しみが感じられる外観とするよう努めます。

●接道部や敷地内の緑化の推進

- ・敷地の外周や駐車場の周囲には積極的に緑化を行い、うるおいが感じられる景観を形成します。また、接道部に垣や柵などを設置する場合は、透過性の高いフェンス等にし、ブロック塀等は極力設置しないようにします。

●住工混在市街地における隣接地への圧迫感等の軽減

- ・住工施設が共存する市街地では、工業施設は、住宅地に対して圧迫感等を軽減させ、良好な地域環境に貢献するようオープンスペースや緩衝緑地帯等を確保したり、施設のセットバックや分節化などを行います。

●施設等の適切な管理

- ・施設の適切な維持管理と敷地内の整頓に努め、建築物等の外観及び敷地内の環境を良好に保ちます。

3) 田園的景観ゾーン

□景観形成の基本テーマ

開放的で緑豊かなうるおいのある景観

□景観形成の基本方針

●ゆとりやうるおいの創出

- 既存集落地の周囲に広がる優良な農地は、都市的土地利用への転換を抑制し、緑豊かな田園景観の保全に努めます。
- 宅地については敷地内の積極的な緑化を推進し、ゆとりやうるおいが感じられる郊外住宅として好ましい景観を形成します。

●田園景観と調和した形態・素材

- 建築物は低層を基調とし、周囲の田園景観や後背の山並みと調和した形態やスカイラインを形成します。特に、山際や水辺、一団の農地に隣接する建築物は十分に配慮します。傾斜地に立地している建築物は、地形に沿い、極力法面を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材を活用するなど周辺景観との調和に配慮します。

4) 自然的景観ゾーン

□景観形成の基本テーマ

都市にうるおいを与える豊かな山並みや水辺景観

□景観形成の基本方針

●豊かな自然資源の維持・保全

- 雄大な山岳地、豊かな山並みや水辺を維持・保全します。
- 北部山間地域は、山林を中心とした豊かな自然環境を有している地域であり、その保全に努めます。
- 市街地を流れる河川は、都市にうるおいと安らぎを与える空間であり、水辺空間の創出と保全に努めます。

●山地景観にとけ込んだ規模・形態

- 建築物は低層とし、後背の山並みと調和した形態やスカイラインを形成します。また、建築物は、地形に沿い、極力法面を生じないように配慮します。また、塀や擁壁を設けるときは、自然素材を活用するなど、周辺景観との調和に配慮します。

4. 景観重点地区の基本方針

足利学校・^{ばんなし}鏝阿寺周辺地区は、まちの歴史と文化を代表する地区としてふさわしい景観形成を図るため、景観形成の基本テーマ及び基本方針を次のように設定します。

1) 足利学校・^{ばんなし}鏝阿寺周辺地区

□景観形成の基本テーマ

足利の顔となる風格・品・魅力ある景観

□景観形成の基本方針

- 足利学校、^{ばんなし}鏝阿寺と調和する風格ある景観【歴史・文化】
 - ・足利学校、^{ばんなし}鏝阿寺が有する歴史・文化を尊び、足利を代表する顔として風格ある景観づくりを進めます。
 - ・歴史・文化景観と調和した建築物等のデザイン、色彩等を適切に誘導し、地区の一体的で連続性に配慮した景観形成を図ります。
- 豊かで品のある、落ち着いた景観【暮らし】
 - ・土地区画整理事業等の面整備に併せ、足利学校、^{ばんなし}鏝阿寺と共存した品のある落ち着いた住宅地の形成を図ります。
 - ・ゆとりある安全な歩行者空間の確保や緑化等により、安全でうるおいのある居住環境を創出し、住み続けたいような景観づくりを進めます。
- 歴史と文化が薫る、魅力ある回遊空間【にぎわい】
 - ・本市の中心市街地かつ観光拠点として、地域の特性を活かしたにぎわいと魅力ある都市空間づくりに寄与するよう景観形成を図ります。
 - ・来訪者や地域住民が交流する快適な集いや憩いの場を創出します。
 - ・足利学校、^{ばんなし}鏝阿寺と調和した店構えの誘導や、緑化等によるエントランス部の演出、広告・サイン等のデザインの配慮など、地区内を楽しく歩き回りながら歴史・文化の薫りが感じられる景観づくりを進めます。

第3章 行為の制限に関する事項

1. 市域全域における制限(景観重点地区を除く。)

(1) 届出対象行為(法第16条第1項)

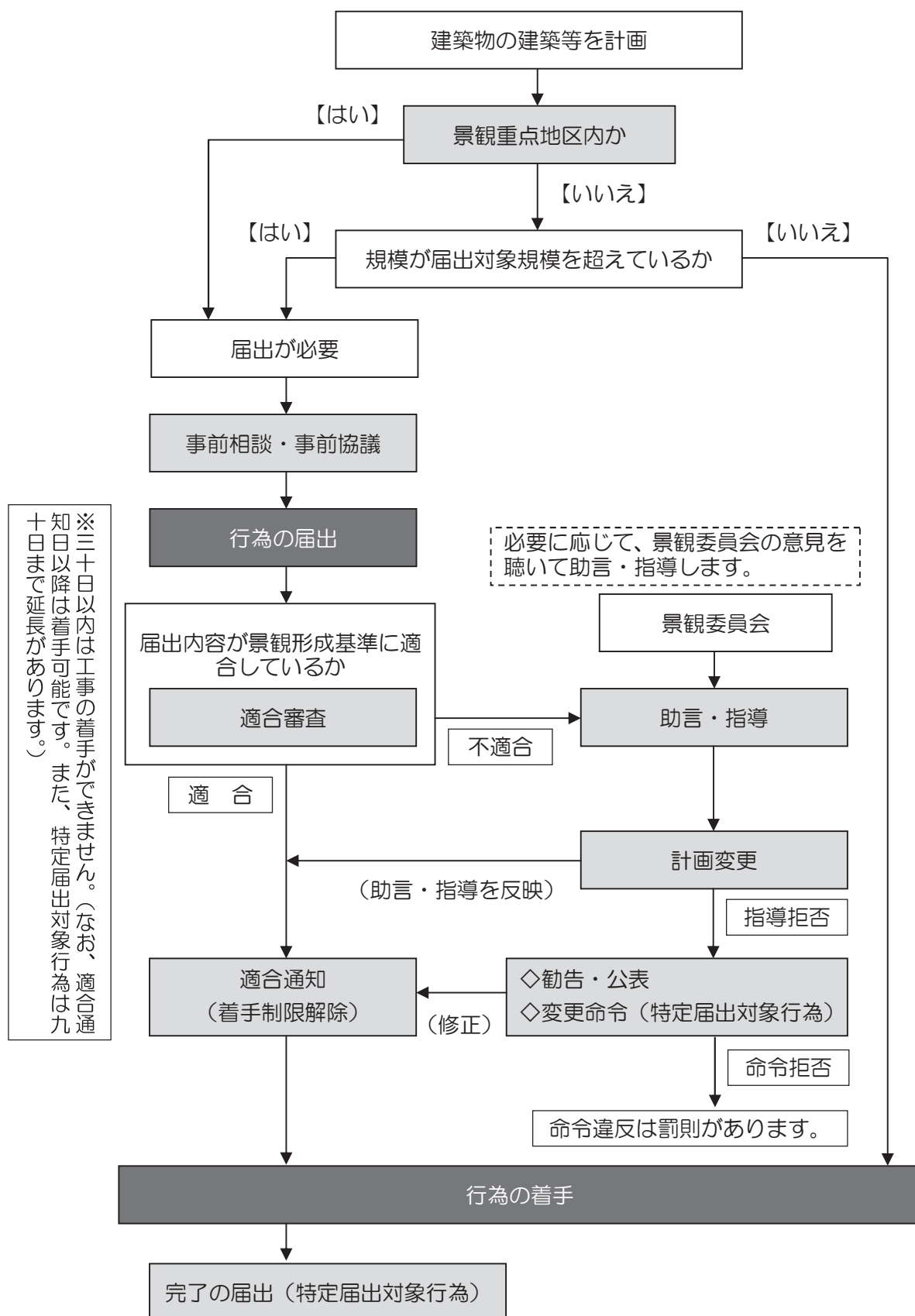
景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条第1項に基づく届出を行うものとします。

規 模	行 為
《建築物》 1. 高さが10mを超えるもの 又は 2. 建築面積が1,000㎡を超えるもの	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは は模様替え又は色彩の変更
《工作物》 1. 別表のとおり	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは は模様替え又は色彩の変更
《開発行為》 土地の区域面積が10,000㎡を超える開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する 開発行為)	

◆届出対象となる工作物とその規模

種別・内容	届出対象規模
①さく、塀、垣(生垣を除く。)、擁壁等	高さ5mを超えるもの
②煙突、排気塔等	高さ10mを超えるもの
③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
④記念塔、電波塔、物見塔等	
⑤高架水槽、冷却塔等	
⑥広告塔、広告板等	
⑦彫像、記念碑等	高さ15mを超えるもの
⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	高さ10mを超えるもの または、 築造面積1,000㎡を超えるもの
⑩アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント等の製造施設	
⑪ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫自動車車庫の用に供する施設	
⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

■届出に関するフロー図



(2) 特定届出対象行為(法第17条第1項)

届出対象行為の内、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とします。ただし、特定届出対象行為に対する変更命令は、行為の制限に定める基準の内、建築要素及び工作物における重点基準のみに関して行うことができるものとします。

基準の内容を重点基準と一般基準に区分します。それぞれの考え方は以下の通りです。

重点基準：物理的に不可能な場合や、行為を行う者にとって過度な負担となる場合を除き守るべき基準。

一般基準：可能な範囲で適合すべき基準。適合させることが困難な場合は、その基準に準じて景観に配慮するものとする。

(3) 景観形成基準(法第8条第4項第2号)

建築要素

1. 屋根

①屋根の形態と色彩

<重点基準>

周辺景観と調和した形状、材質、色などを選択する。
風致地区内においては、原則として、黒系色とする。
建物の高さは、周辺のまちなみに配慮したものとする。

<一般基準>

- 自然景観(山並みなど)と馴染むような落ち着いた色彩を用いて、高彩度色^{※1}は用いない。
- 沿道の連続性が重視される通りに面している場合は、隣接する建物の高さや屋根と調和するような屋根形態とする。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・隣接する建物と色彩や素材が調和するよう心がけ、まとまりのあるまちなみをつくる。
 - ・色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮し、高彩度色は用いない。
 - ・主要道路の結節点にある建築物で目立たせる効果を考慮すべきものについても、周辺景観との調和に配慮する。
 - ・背景の自然を活かした屋根形態や建物の高さとする。
 - ・住宅系用途地域内では、戸建て住宅との調和に配慮した屋根形態とする。

※1高彩度とは、彩度7(マンセル表色系^{※2})以上とする。以下、同じとする。

※2マンセル表色系とは色彩を表すシステムであり、色彩を色の3属性、色相(色味)、明度(色の明るさ)、彩度(色の鮮やかさ)の組み合わせによって表現するもの。

2. 外壁

①外壁の色彩

<重点基準>

周辺の街並みに応じたデザインとし、風土を反映した周辺に馴染むような色彩とする。
外壁の色彩は、高彩度色は用いない。（アクセントカラーとして1壁面につき1/4以下に用いる場合は除く）

また、風致地区内においては、原則として、白・黒・茶系色を基調とする。

<一般基準>

- 建築物等の外壁における色彩は、周辺の景観に十分調和した色彩を選択する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ランドマークとなる必要性のある建物については、ポイントとして特徴のある色彩や素材を用いることも検討する。
 - ・歴史資源のある地区や自然に囲まれた場所では特に素材の選択に配慮し、地区の特色に根ざしたものを活用するよう検討する。
 - ・明度や彩度は、周辺や背景との差をあまり大きくしないようにする。
 - ・長く親しまれることを考慮して経年変化を意識した仕上げ材や色彩を用いる。

②外壁の仕上げ材

<重点基準>

大壁面を避け、分節化を図る。

<一般基準>

- 雁行配置や壁面に凹凸をつけるなど陰影のあるデザインとなるよう工夫する。
- 低層と中・高層部で色調を変化させるなどの工夫をする。
- 周辺の景観に配慮しつつ、窓や庇のデザインを特徴づけたり、アクセントカラーの使用を検討する。

3. 外階段

<重点基準>

建物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。

<一般基準>

- 避難階段は、露出して見えないようルーバーなどで覆うか、建物本体と同一の素材や色彩を用い建物本体に組み込むなど一体的なデザインとなるよう配慮する。
- 意図的に目立たせるデザインとする場合（アクセントとする場合など）は、特に周辺の景観との調和に配慮する。

4. 窓・ベランダ・バルコニー

<重点基準>

通りからの見え方に配慮し、窓辺を美しく演出し、手すりやルーバーなどは不透明や半透明なものとするなど、建設設備や洗濯物などが通りから直接見えにくくする。

<一般基準>

- 室外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ベランダ・バルコニーは、物干しの金具の位置の工夫や不透過性のスクリーンを採用する。
 - ・花やつる性植物などを用いて緑化を図る。

5. 建築設備類

<重点基準>

通りからの見え方に配慮した配置や建物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合は、ルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。

<一般基準>

- スカイラインを乱雑にしないよう、屋上の設備類は、壁面を立ちあげたり屋根の中に収めたりすることで建物との一体化を図る。
- 一体化が困難な場合は、壁面の仕上げやルーバーで目隠しを行う。
- 壁面の配管類は建物内に取り込むことが望ましいが、それが困難な場合は目立たない位置に配置し、壁面と同系色の塗装を施すなどの工夫を行う。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・アンテナ類の共同化などを検討する。
 - ・引き込み電線は集約し、できる限り地中化を図る。
 - ・場所性に応じ、ルーバーや配管などの色彩を工夫する。

6. 建築物の低層部

<重点基準>

街並みの連続性やヒューマンスケール（人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさ）に配慮したデザインとすることとし、十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。商店街等は透過性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。

<一般基準>

- 沿道建築物で連続性が重要となるところでは、低層部の階高や見切り線を揃えるなど、歩行者からの見え方を配慮して効果を高める。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・目にとまりやすい部分は特にきめ細かいデザインとするなど、歩行者の感覚にあった身近で親しみのもてるスケールとなるよう工夫する。
 - ・植栽を工夫するなど歩行者が楽しめる演出を施す。

外部空間

1. エントランス

<重点基準>

開放的な空間を演出することとし、植栽を施すなどゆとりとうるおいを創出する。

<一般基準>

- 植栽やモニュメントなどの設置により、うるおいのある空間となるように努める。
- 車や歩行者の動線を考慮して十分な空間が確保できるよう開放的なエントランスとする。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・街並みとしての調和に配慮しながら、親しみやすいエントランスの演出を図る。
 - ・ゲートや舗装のデザインなどにより入り口らしい空間を工夫する。

2. 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場

<重点基準>

周囲に生垣、擁壁等を設置するなど、通り沿いの快適さを保つとともに、周辺景観になじむよう工夫する。

また、立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。

<一般基準>

- 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場は、通りから目立たないような配置の工夫や植栽（高さは駐車場の場合、車のボンネット以上。）の設置などデザインに配慮する。
- 駐車場の出入口は配置や誘導サインに留意し、歩行者との動線が極力重ならないよう配慮する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・青空駐車場の場合、芝ブロックなどにより、単調な空間に変化をつけると同時に環境に配慮した工夫を行う。
 - ・立体駐車場は、壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化などによって周辺建物との違和感がないよう気をつける。
 - ・ゴミ置場は、回収方法を考慮しながら囲いの形やボックスなどのデザインを工夫し、建物の素材や色彩との一体感を持たせる。また、床や壁材は管理の容易な汚れにくい素材を使用する。

3. 敷地の境界部

<重点基準>

自然素材を用い、植栽などにより圧迫感のない柔らかな境界空間の演出を行う。
また、シンボルツリー、草花、水面など季節感を表す緑化を行う。

<一般基準>

- 通りに圧迫感を与えないよう道路境界線に面する部分は生垣を設ける。また、柵を必要とする場合は、透過性の高いフェンスとし、植栽を併用する。
- やむを得ず擁壁やブロック塀を設置する場合は、高さを極力抑え（地盤面から高さ1.2 m以下）、同時に道路側に植栽帯を設けたり、石材や表面に凹凸のあるブロックなど、大壁面を単調とせず陰影を表現する。
- 法面は緩やかな傾斜とし、緑化に努める。
- フェンスの色彩は、目立たない色にする。

4. 前面空地

<重点基準>

前面空地を確保して、通りと一体となる開放的な空間を創り、ゆとりとうるおいのある街並みを形成する。特に、建物の低層部分は街並みに調和したデザインとなるよう工夫する。

<一般基準>

- 通りの歩行者空間が狭い場合は、道路に面する部分をセットバックし歩道状空地として活用し、公共と民間が協力してゆとりある空間を生み出す。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ 必要に応じ歩行者が快適に感じるようなポケットスペースなどを創出する。
 - ・ 大規模な敷地では周辺の歩行者の動線に配慮して、敷地内に半公共的空間として通り抜け空間の確保を検討する。
 - ・ 採光や通風、ゆとり空間の創出のため、隣地から一定の空間を確保するよう努める。
 - ・ 壁面後退部分を歩行者空間として利用する場合は、歩道との連続性を考え、舗装材やストリートファニチュアなどのデザイン選定を検討する。
 - ・ わかりやすさのために特徴づけが必要な主要道路の結節点では、街角広場やシンボルツリーなどの演出を検討する。
 - ・ 壁面後退部分は駐車場として利用せず、やむを得ず設置する場合は緑化に努める。

附属施設等

1. 広告・サイン

<重点基準>

周辺環境に配慮したデザインや修景を施すとともに、大きさ、色、形状などに配慮する。

<一般基準>

- 機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。
- 広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。
- ポール等の色彩は、周囲に配慮したものとする。
- 違和感がないよう周辺環境に配慮しながら、住民に愛着をもたれるような色彩の選択などの工夫を行う。
- 動光型、点滅型、液晶型のサインを設置する場合は、特に周辺に配慮する。
- 建物と一体となっている広告・サインは、本体と同じ色調とする。

2. 屋外照明

<重点基準>

周辺への光の影響を考慮する。

商店街等は賑わいを演出した照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。また、住宅地等は落ち着いた照明とする。

<一般基準>

- 周辺環境に配慮して照度や光源、設置する高さなどの設定を行う。特に住宅地の主要な歩行者空間では、暗がりをつくらないように防犯上必要な照度を全体として確保する。
- 周辺住宅、特に戸建て住宅への光もれに留意する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・低めのポールや壁面取り付け型フットライトを用いるなど、歩行時の安全性の確保や誘導灯としての役割、落ち着いた演出などを心がけ、用途に応じた適切な灯具のデザインを検討し、過度な演出とならないようにする。

3. 屋内照明

<重点基準>

商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。

<一般基準>

- 商店街の低層部には、極力ショーウィンドウを確保するなど、夜間においても明るく開放的な演出を行う。

工作物

1. 広告塔、広告板、高架水槽、擁壁等

<重点基準>

周辺環境に配慮し、周辺の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。

植栽緑化 その他

<重点基準>

既存の樹木や地形などの自然条件を活かす工夫をする。

建物等の周辺や法面は、樹木や草花で緑化を図り、四季折々の季節感を演出し、うるおいある空間を創出する。

(4) その他の行為の制限に関する基準(法第8条第4項第2号二関係)

1. 開発行為

<重点基準>

開発を行う場合は、周辺環境への影響を最小限とする。

<一般基準>

- 樹木の保全又はそれに代わる緑化に努める。
- 擁壁の前面や法面は、自然石の使用や自然石調等、仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。

2. 景観重点地区における制限

景観重点地区

(1) 届出対象行為(法第16条第1項)

景観重点地区において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条第1項に基づく届出を行うものとします。

□景観重点地区の届出対象行為

規 模	行 為
《建築物》 すべての建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替え又は色彩の変更
《工作物》 すべての工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替え又は色彩の変更
《開発行為》 すべての開発行為	
《その他》 土地の形質の変更 ・ 変更に係る土地の面積が500㎡以上のもの 物件の堆積 ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが1.5mを超え、 かつ、その用途に係る面積が300㎡以上のもの	

◆届出対象となる主な工作物

種別・内容
①さく、塀、垣（生垣を除く。）、擁壁等
②煙突、排気塔等
③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等
④記念塔、電波塔、物見塔等
⑤高架水槽、冷却塔等
⑥広告塔、広告板等
⑦彫像、記念碑等
⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設
⑩アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設
⑪ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
⑫自動車車庫の用に供する施設
⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(2) 特定届出対象行為(法第17条第1項)

届出対象行為の内、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とします。

この特定届出対象行為に対して、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合させるために、市長は設計変更その他の措置をとるよう命ずることができます。

□景観重点地区の景観形成基準

建築要素

1. 壁面の位置

<共通基準>

●壁面の位置は、歴史・文化的街並みの連続性を創出し、歩行者への圧迫感の軽減及び緑化空間の確保等、ゆとりある空間の創出を図るため、できる限り現在の街並みに揃える。

<景観路線基準>

共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の3階以上の壁面の位置は、できる限り後退させ、低層部の軒線の連続性や歩行者への圧迫感軽減に努める。

2. 建築物の高さ

<共通基準>

- できる限り周辺のまちなみから極端に突出することを避け、屋並みの連続性を創出するなど歴史・文化景観に配慮する。
- 歩行者に圧迫感を与えないようできる限り高さを抑えるよう努める。

<景観路線基準>

共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の高さは、原則として12m以下とし、それ以外の景観路線に面する建築物の高さは、原則として15m以下とする。

3. 屋根

<共通基準>

- 歴史・文化景観と馴染むような落ち着いた色彩を用いて、高彩度色は用いない。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・隣接する建物と色彩や素材が調和するよう心がけ、まとまりのあるまちなみをつくる。
 - ・色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮し、高彩度色は用いない。
 - ・主要道路の結節点にある建築物で目立たせる効果を考慮すべきものについても、歴史・文化景観との調和に配慮する。
 - ・背景の自然景観を阻害しない屋根形態とする。
 - ・屋根の材質・色彩は、足利学校・^{ぼんなんじ}鏝阿寺の景観と調和したものとする。

<景観路線基準>

共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の屋根の形状は、原則として勾配屋根とする。また、屋根の色彩については、原則として黒系色とする。

4. 外壁

<共通基準>

- 建築物等の外壁における色彩は、周辺の歴史・文化景観に十分調和した色彩を選択する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ランドマークとなる必要性のある建物については、ポイントとして特徴のある色彩や素材を用いることも検討する。
 - ・特に素材の選択に配慮し、地区の歴史・文化に根ざしたものを活用するよう検討する。
 - ・明度や彩度は、周辺や背景との差をあまり大きくしないよう彩度4以下になるよう努める。ただし、材料本来の素材色は除く。

色 相	明 度	彩 度
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)・GY (黄緑)・ G (緑)・BG (青緑)・B (青)・PB (青紫)・ P (紫)・RP (赤紫)	2以上	4以下

※彩度が3～4の場合、明度は7以下とする。
 ※色彩表示についてはマンセル表色系による。

- ・長く親しまれることを考慮して経年変化を意識した仕上げ材や色彩を用いる。
- ・外壁の雁行配置や壁面に凹凸をつけるなど陰影のあるデザインとなるよう工夫する。
- ・低層と中・高層部で色調を変化させるなどの工夫をする。
- ・歴史・文化景観に配慮しつつ、窓や庇のデザインを特徴づけたり、アクセントカラーの使用を検討する。アクセントカラーを用いる場合は伝統色を採用し、その面積は道路に面する外壁の面積の1/8以内とする。

<景観路線基準>

- 共通基準に加え、景観路線に面する建築物の外壁の色彩は、歴史・文化景観に馴染むよう、彩度2以下とする。ただし材料本来の素材色は除く。

色 相	明 度	彩 度
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)・GY (黄緑)・ G (緑)・BG (青緑)・B (青)・PB (青紫)・ P (紫)・RP (赤紫)	2以上	2以下

※彩度が2の場合、明度は6以下とする。
 ※色彩表示についてはマンセル表色系による。

- 石畳等修景路線に面する建築物の外壁の色彩は、原則として白、黒、茶系色等の色彩を基調とする。

5. 外階段

<共通基準>

- 避難階段は、露出して見えないようルーバーなどで覆うか、建物本体と同一の素材や色彩を用い建物本体に組み込むなど一体的なデザインとなるよう配慮する。
- 意図的に目立たせるデザインとする場合（アクセントとする場合など）は、特に周辺の歴史・文化景観との調和に配慮する。

6. 窓・ベランダ・バルコニー

<共通基準>

- 通りからの見え方に配慮し、できる限り周辺の歴史・文化景観との調和に配慮したデザイン、色彩、素材を採用する。
- ベランダ・バルコニーは、物干し金具の位置の工夫や不透過性のスクリーンを採用する。

<景観路線基準>

- 共通基準に加え、景観路線に面する窓等の開口部は、原則として歴史・文化景観との調和を図るため、和風のデザイン、色彩、素材とする。
- 景観路線のうち石畳等修景路線に面して窓面を覆う場合は、和風の縦桁、井桁面格子等を採用する。また、窓枠及び面格子の色彩は、より統一的な歴史・文化景観の形成を図るため、できる限り茶系、黒系色とする。

7. 建築設備類

<共通基準>

- 室外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。
- スカイラインを乱雑にしないよう、屋上の設備類は、壁面を立ちあげたり屋根の中に収めたりすることで建物との一体化を図る。
- 一体化が困難な場合は、壁面の仕上げやルーバーで目隠しを行う。
- 壁面の配管類は建物内に取り込むことが望ましいが、それが困難な場合は目立たない位置に配置し、壁面と同系色の塗装を施すなどの工夫を行う。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ アンテナ類の共同化などを検討する。
 - ・ 引き込み電線は集約し、できる限り地中化を図る。
 - ・ 目に留まりやすい部分は、ルーバーや配管などの色彩を工夫する。

<景観路線基準>

- 共通基準に加え、景観路線に面する建築物の外壁には、できる限り設備の設置は避けるよう努める。
- やむを得ず設置する場合は、通りからの見え方に配慮し、自然素材で覆ったり、設備の背景と同調する色彩となるように工夫する。

8. 建築物の低層部

<共通基準>

- 十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。
- 商店街等は透過性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜景空間を演出する。
- 低層部の階高や見切り線を揃えるなど、歩行者からの見え方に配慮して効果を高める。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ 目にとまりやすい部分は特にきめ細かいデザインとするなど、歩行者の感覚にあった身近で親しみのもてるスケールとなるよう工夫する。
 - ・ 植栽を工夫するなど歩行者が楽しめる演出を施す。

<景観路線基準>

共通基準に加え、景観路線に面する建築物の低層部は、原則として、歴史・文化景観の連続性を確保するため、下屋、庇を隣接建築物間において同調して設置する。

外部空間

1. エントランス

<共通基準>

- 植栽やモニュメントなどの設置により、うるおいのある空間となるように努める。
- 車や歩行者の動線を考慮して十分な空間が確保できるよう開放的なエントランスとする。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ 街並みとしての調和に配慮しながら、親しみやすいエントランスの演出を図る。
 - ・ ゲートや舗装のデザインなどにより入り口らしい空間を工夫する。

2. 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場

<共通基準>

- 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場は、通りから目立たないような配置の工夫や植栽（高さは駐車場の場合、車のボンネット以上。）の設置などデザインに配慮する。
- 駐車場の出入口は配置や誘導サインに留意し、歩行者との動線が極力重ならないよう配慮する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ 青空駐車場の場合、芝ブロックなどにより、単調な空間に変化をつけると同時に環境に配慮した工夫を行う。
 - ・ 立体駐車場は、壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化などによって周辺建物との違和感がないよう気をつける。
 - ・ ゴミ置場は、回収方法を考慮しながら囲いの形やボックスなどのデザインを工夫し、建物の素材や色彩との一体感を持たせる。また、床や壁材は管理の容易な汚れにくい素材を使用する。

<景観路線基準>

景観路線に面しては、駐車場を設置しないように配置を工夫する。やむを得ず景観路線に面して駐車場を設置する場合は、できる限り道路に面する側を歴史・文化景観との調和に配慮した意匠や色彩を用いた柵、塀あるいは格子戸等を設置するよう努める。

3. 敷地の境界部

<共通基準>

- 原則としてブロック塀や擁壁の設置は避け、周辺の歴史・文化景観との調和を図り、通りに圧迫感を与えないよう道路境界線に面する部分は生垣を設ける。また、柵を必要とする場合は、透過性の高いフェンスとし、植栽を併用する。
- やむを得ずブロック塀を設置する場合は、地盤面からの高さを0.9m以下とし、前面を緑化する。また、石材や表面に凹凸のあるブロックなど、大壁面を単調とせず陰影を表現する。
- 法面は緩やかな傾斜とし、緑化に努める。
- フェンスの色彩は、周囲の景観に調和した黒や茶などの目立たない色にする。

<景観路線基準>

共通基準に加え、景観路線に面する敷地の境界部に柵、塀を設ける場合は、できる限り周辺の歴史・文化景観と調和するよう、自然素材を用いた仕様とする。

4. 前面空地

＜共通基準＞

- 通りの歩行者空間が狭い場合は、道路に面する部分をセットバックし歩道状空地として活用し、公共と民間が協力してゆとりある空間を生み出す。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・ 必要に応じ歩行者が快適に感じるようなポケットスペースなどを創出する。
 - ・ 大規模な敷地では周辺の歩行者の動線に配慮して、敷地内に半公共的空間として通り抜け空間の確保を検討する。
 - ・ 採光や通風、ゆとり空間の創出のため、隣地から一定の空間を確保するよう努める。
 - ・ 壁面後退部分を歩行者空間として利用する場合は、歩道との連続性を考え、舗装材やストリートファニチュアなどのデザイン選定を検討する。
 - ・ わかりやすさのために特徴づけが必要な主要道路の結節点では、街角広場やシンボルツリーなどの演出を検討する。
 - ・ 壁面後退部分は駐車場として利用せず、やむを得ず設置する場合は緑化に努める。

付属施設等

1. 広告・サイン

<共通基準>

- 機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。
- 広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。
- ポール等の色彩は、歴史・文化景観に配慮したものとする。
- 違和感がないよう歴史・文化景観に配慮しながら、住民に愛着をもたれるような色彩の選択などの工夫を行う。
- 建物と一体となっている広告・サインは、本体と同じ色調とする。

<景観路線基準>

共通基準に加え、景観路線に面する建築物に掲載する広告・サインは、原則として自家用のみとする。また、原則として、建築物の屋上への広告塔の設置は禁止する。

2. 屋外照明

<共通基準>

- 歴史・文化景観に配慮して照度や光源、設置する高さなどの設定を行う。特に住宅地の主要な歩行者空間では、暗がりをつくらないように防犯上必要な照度を全体として確保する。
- 周辺住宅、特に戸建て住宅への光もれに留意する。
- 上記の他、以下の点に配慮する。
 - ・低めのポールや壁面取り付け型フットライトを用いるなど、歩行時の安全性の確保や誘導灯としての役割、落ち着いた演出などを心がけ、用途に応じた適切な灯具のデザインを検討し、過度な演出とならないようにする。

3. 屋内照明

<共通基準>

- 商店街の低層部には、極カショーウィンドウを確保するなど、夜間においても明るく開放的な演出を行う。

工作物

1. 広告塔、広告板、高架水槽、擁壁等

<共通基準>

- 原則として建築要素の基準に準じながら、周辺の歴史・文化景観に配慮した位置、規模、色彩及びデザインとする。

その他

1. その他（土地の形質の変更、物件の堆積、植栽緑化）

<共通基準>

【土地の形質の変更】

- できる限り現況の地形を変更しないよう努める。
- やむを得ず変更が必要な場合は、現況地盤面と極端な高低差を生じないように努めるとともに、長大な法面及び擁壁の設置は避ける。

【物件の堆積】

- 原則として物件の堆積は避けること。
- やむを得ず物件の堆積が必要な場合は、できる限り堆積の高さを低く抑えけるとともに、周辺の歴史・文化景観を阻害しないよう前面道路から堆積物が容易に望見できないよう、適切に堆積物を遮蔽する。
- 堆積物の遮蔽は、歩行者等への安全性を十分確保しながら、植栽や周辺の歴史・文化景観に配慮した形態・色彩の塀等の設置によるものとする。

【植栽緑化】

- 既存の樹木や地形などの自然条件を活かす工夫をする。
- 建物等の周辺や法面は、樹木や草花で緑化を図り、四季折々の季節感を演出し、うるおいある空間を創出する。

□その他の行為の制限に関する基準(法第8条第4項第2号二関係)

1. 開発行為

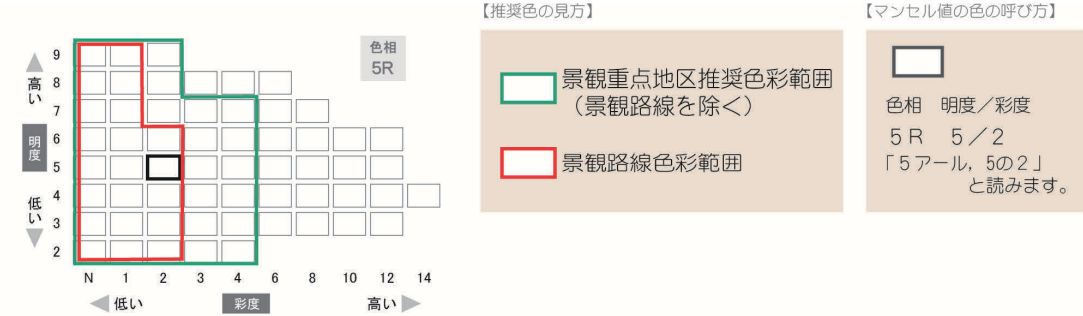
<共通基準>

- 開発を行う場合は、周辺環境への影響を最小限とする。
- 樹木の保全又はそれに代わる緑化に努める。
- 擁壁の前面や法面は、自然石の使用や自然石調等、仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。

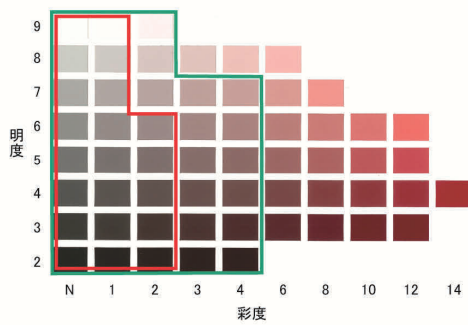
□色彩誘導基準

■色彩については、下図のようにマンセル値による色相毎の推奨色等を示し、一定の範囲の中で統一的な色彩誘導を図ります。

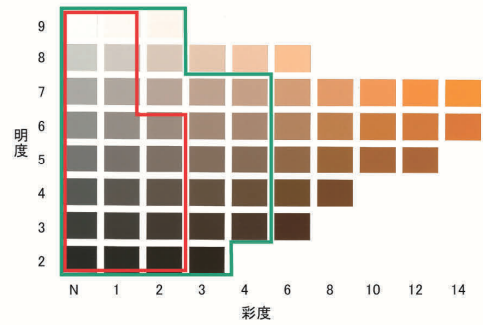
■推奨色等とマンセル値



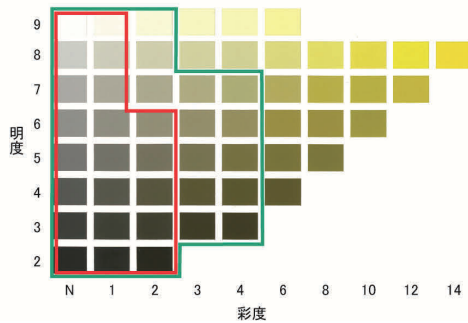
色相:5R(赤)



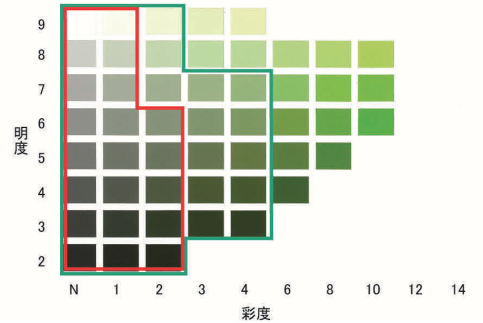
色相:5YR(黄赤)



色相:5Y(黄)



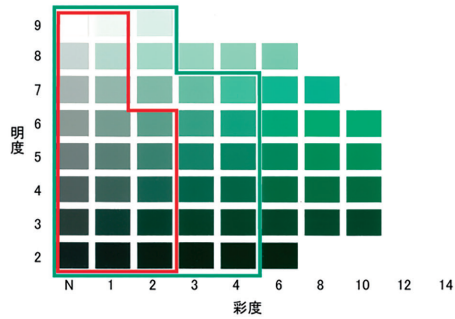
色相:5GY(黄緑)



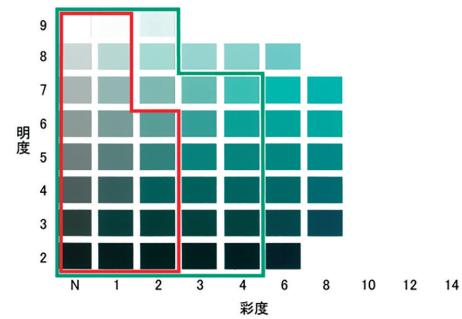
■商業観光地として、一定のにぎわいを創出するため、アクセントとなる強調色の適切な活用を図ります。ただし、強調色は原則として低層部に使用し、使用する色彩相互の調和に十分に配慮するものとします。

□色彩誘導基準

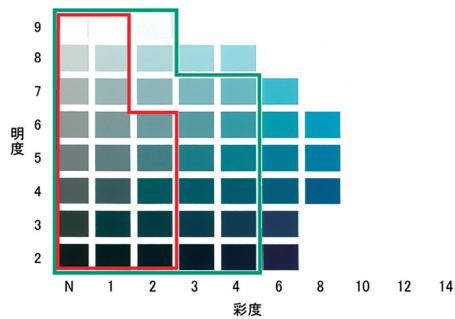
色相:5G(緑)



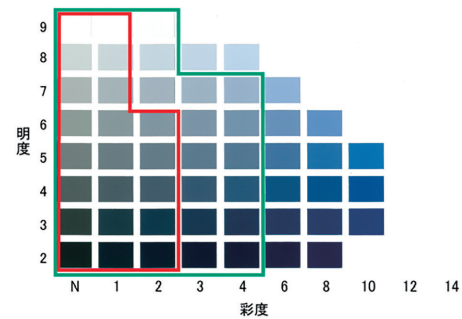
色相:5BG(青緑)



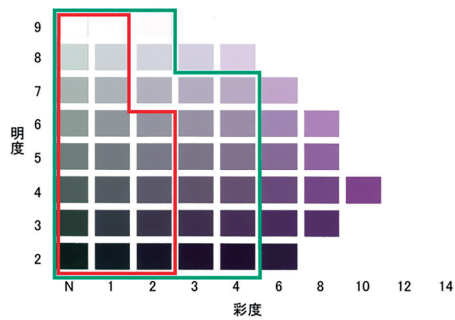
色相:5B(青)



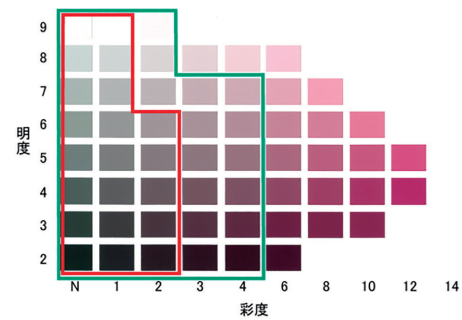
色相:5PB(青紫)



色相:5P(紫)



色相:5RP(赤紫)



■アクセントカラーには、地域の歴史や文化、自然との調和を図るため、以下に示すような伝統色を採り入れます。

【伝統色（例示）】

べんがらいろ 【弁柄色】	ときいろ 【鶉色】	きんちゃ 【金茶】	こけいろ 【苔色】	せいどういろ 【青銅色】	あいろ 【藍色】	ふじいろ 【藤色】	えびいろ 【葡萄色】
[7. 5R4/8]	[7. 5R7/6]	[7. 5YR5/8]	[2. 5GY5/6]	[10BG6/4]	[5PB2/6]	[2. 5P7/4]	[5RP3/4]

第4章 その他良好な景観形成に関する事項

1. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する事項

(1) 屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素のひとつです。良質な屋外広告物がまちの賑わいとなる一方で、無秩序に氾濫する屋外広告物は、自然の風致やまちの美観を損なう恐れがあります。そのため、その掲出等に当たっては、周囲と調和させる必要があります。

現在は、栃木県屋外広告物条例（昭和39年条例第64号）により、本市全域が規制の対象となっています。今後もこの条例の適切な運用を図ります。また、当面は届出対象行為に位置付けられる工作物に該当する物件については、その基準に基づき誘導します。

景観重点地区など、特に重点的に景観形成を図ることが必要な区域については、その指定にあわせ、地域の特性を踏まえた規制の必要性や本市独自の屋外広告物条例の制定、ガイドラインの作成に取り組みます。

2. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

(1) 景観上重要な建造物及び樹木の基本的な考え方

良好な景観形成にあたっては、個性豊かで魅力的な地域の景観資源を活かしたまちづくりが重要です。その中でも、地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物や樹木は、大きな役割を果たすものです。これらのうち、特に重要なもので積極的な保全・活用が必要なものは、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、その保全・活用を図ります。

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1) 景観重要建造物の指定の方針

外観が景観上の特徴を有し良好な景観の形成に重要なもので、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建築物や工作物は、所有者の同意を得て景観重要建造物として指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承に努めその活用を図ります。

指定基準

- 美しいデザインや魅力的な外観を有し、周辺景観の核として地域の良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などの地域性を感じられるもの
- 地元市民に親しまれるなど、地域の景観形成に取り組む上で重要なもの

2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容（樹高や樹形）が景観上の特徴を有し、良好な景観形成に重要なもので、道路その他の公共の場所から容易に望見することができる単体の樹木で、次に示す項目に該当するものは、所有者の同意を得て景観重要樹木として指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承に努めその活用を図ります。

指定基準

- 美しい樹容を有し、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域に広く愛されており、自らが守っていきたいという強い意志のもと、地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行なわれているもの

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な方針

良好な景観の形成にあたって、道路や公園、河川等の公共施設は、地域のシンボルとして親しまれており、景観の骨格をなす重要な要素の一つであり、本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

したがって、地域の顔となる特定公共施設*については、当該公共施設の管理者と協議し、景観上配慮すべき事項や改善すべき事項等を確認するとともに、その同意の下に、施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることによって、良好な景観形成を図るものとします。

※特定公共施設：道路、河川、公園などやその他政令で定める公共施設（法第8条第2項第4号ロ）

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

公共施設は、良好な景観形成の先導的な役割を果たすために、魅力的な施設整備を行っていくことが望まれますが、一方で、事業の実施状況や今後の事業化の見通しなどを踏まえる必要があります。そのため、景観重要公共施設*の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）は、景観上配慮すべき事項や改善すべき事項等をできる限り具体的に記述するとともに、長期的な視点に立った基本の方針と、必要かつ実現可能な具体的な事項を併せて定めることとします。その際の基本的な方向性は以下のとおりとします。

※景観重要公共施設：当該施設の管理者との協議・同意に基づき位置付けるもので、整備に関する事項や占用許可の基準などを定めることができる。

1) 既に景観に配慮した整備事業が実施された施設

整備された全体のデザインを維持することを基本に、改善すべき事項や付け加えるべき事項など小規模な改修時の方針を定めます。

基本的な方向性

- 現在の良好なデザインを維持すること、改善が望まれている場合も、既存の全体デザインと調和するような改善内容を基本とする。
- 社会的に求められる機能の変化や材料の技術的向上を踏まえ、適切な素材、仕様への変更を検討する。その場合も、色彩などは既存のものと調和するよう配慮する。

2) 整備が予定されている施設

地域特性を踏まえたデザインの方向づけを行い、事業の性格や予算を考慮して景観に配慮した整備メニューを選択し、デザイン仕様の検討を行います。

基本的な方向性

- 地域の景観特性に応じたデザインを検討する。特に、景観に配慮した整備が既に行なわれている施設に接続する場合は、既存のデザインとの調和を図る。
- 植栽を施す際は、そのデザイン及び季節感、維持管理に配慮する。
- 公共空間として想定される利用状況に適した整備を行う。
- 沿道や周辺のまちなみと調和した一体的な景観形成に努める。

3)整備の予定がない施設

景観を阻害する要因となっている要素について、できる限り取り除くよう維持補修にあわせ改善することを想定した方針を定めます。

基本的な方向性

- 補修・改修時に、景観阻害要素を除去又は改善する。
- 改善の際は、過剰とならないよう、デザイン、色彩に統一感や系統性をもたせる。

(3) 景観重要公共施設の占有許可等に関する基本的な考え方

占有物件のデザインは、公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとする必要があります。そのため、景観重要公共施設の占有許可等に関する基準（法第8条第2項第4項ハ）は、想定される占有物件について、整備方針と整合のとれたデザインとするための配慮事項を示すものとします。

1)占有物件の許可に関する基本的な方針

配置・形態意匠・素材は、公共施設及びその周辺の景観に配慮し、単体だけのデザインを行わず、設置場所の眺望や景観の連続性、まとまりに配慮し、公共施設と一体となって市民に親しまれる空間を形成するものとします。

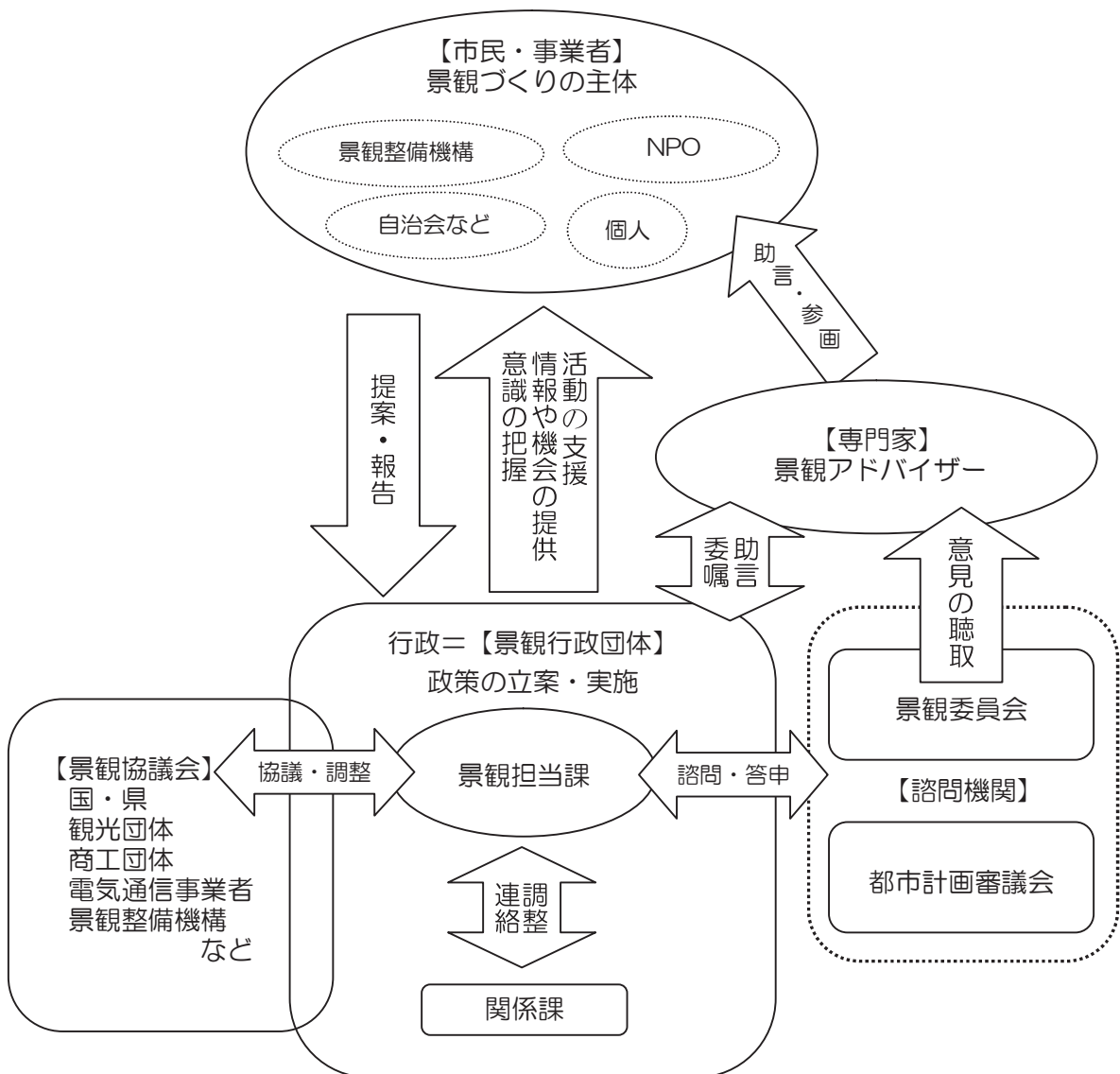
第5章 景観形成推進方策

良好な景観の形成には長い期間が必要であり、市民・事業者・行政が共通の理念の下継続的に取り組むことが必要です。そのため、以下のような点に重点をおき取り組みます。

1. 総合的な推進体制の構築

良好な景観形成を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を担い、相互に連携していくことが必要です。そのため、市民や事業者による景観まちづくり活動の推進、専門家の助言や参画、相互の連携や調整の仕組みづくり、行政内部の体制づくりを進め、総合的な推進体制を構築します。

総合的な推進体制



2. 推進手法

(1) 景観に対する意識の醸成

市民自らが良好な景観をつくる主体であることを認識し、それを市民共通の資産として認め、守り育てる気運を醸成するため以下のような取組を進めます。

1) 市民・事業者の景観意識の向上

市民の意識を把握し、適切な施策を実施していきます。また、子供から高齢者までを対象として景観についての意識を醸成するよう情報を提供し、議論や参加の場を設けます。また、顕彰制度の充実に努めます。

- 景観に関する意識調査の実施
- 広報紙、パンフレット、インターネットなどによる情報提供
- シンポジウムやセミナーなどの開催
- 足利市建築・景観賞の実施

2) 行政職員の意識の向上

政策の立案や事業の実施を通して良好な景観の形成を図るため、情報の共有化を図り、職員一人ひとりが景観形成の理念を理解し、魅力的な都市景観の創出、カラーポリシー※の実践等、その具現化に努めます。

※カラーポリシー：本市においては、市旗の色調である“濃^{えびぢゃ}海老茶色”にちなんで、茶系統の色調を採用しています。

(2) 市民・事業者などの活動への支援

市民や事業者が主体的に行う良好な景観形成に関する活動に対して必要な支援を行います。そのために、景観法を活用するほか、独自の支援制度を整備します。

1) 景観法を活用した支援

- 景観整備機構の指定

2) 独自の支援方策の検討

- まちなみ修景補助制度の拡充
- 専門家の派遣（景観アドバイザー制度）
- 市民活動団体の認定制度（支援メニューの検討）

(3) 地区別景観形成の推進

景観上重要な地区や市民が主体的に景観形成に取り組んでいる地区については、地区の特性にあった景観形成を図ります。

1) 景観重点地区の取組

本市の景観上重要な地区については景観重点地区に指定し、地区の方針や景観形成基準を定めます。また、建築物等の色彩やデザインに関するガイドラインを定め、屋外広告物等も含めた総合的な景観形成を行います。

2) 景観協定制度の活用

市民が自ら良好な景観の形成に取り組む地域においては、自主的なルールづくりを推進し、景観協定の締結を目指し、市が必要な支援を行います。

- 「市民景観協定」認定制度の検討
- 景観法に基づく景観協定の締結

3) 地区計画制度等の活用

必要に応じて都市計画法に基づく地区計画、景観地区、高度地区などを定め、良好な景観形成に努めます。

(4) 景観計画の見直し

本計画は、今後必要に応じて随時見直しを行い、内容の充実を図ります。

足利市景観計画

平成 31 年 2 月 改訂

発行 足利市 都市建設部 都市計画課
〒326-8601

足利市本城三丁目 2 1 4 5

電 話 0 2 8 4 - 2 0 - 2 1 6 7

F A X 0 2 8 4 - 2 1 - 1 9 4 6